

宜 議 第 5 5 1 号
令 和 6 年 9 月 2 日

議 長
呉 屋 等 殿

経 済 建 設 常 任 委 員 会
委 員 長 知 名 康 司

委 員 会 審 査 結 果 に つ い て (報 告)

第 4 5 5 回 宜 野 湾 市 議 会 定 例 会 に お い て、本 委 員 会 に 付 託 さ れ た 案 件 の 審 査 を 終 了 い た し ま し た の で、各 案 件 の 報 告 書 及 び 会 議 録 の 写 し を 添 え て、委 員 会 条 例 第 2 9 条 の 規 定 に よ り、そ の 結 果 を 報 告 い た し ま す。

1. 委 員 会 活 動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 6 年 3 月 4 日	令 和 6 年 3 月 4 日	議 案 第 1 6 号、議 案 第 1 7 号、陳 情 第 2 2 号、 陳 情 第 2 3 号、議 案 第 8 号、議 案 第 3 1 号
令 和 6 年 3 月 5 日	令 和 6 年 3 月 5 日	議 案 第 7 号、議 案 第 1 5 号、議 案 第 3 2 号、 議 案 第 3 3 号、議 案 第 3 4 号
令 和 6 年 3 月 6 日	令 和 6 年 3 月 6 日	議 案 第 3 号、議 案 第 1 1 号、議 案 第 4 号、 議 案 第 1 2 号、議 案 第 2 9 号、議 案 第 2 3 号、 議 案 第 7 号、議 案 第 8 号、議 案 第 1 5 号、 議 案 第 1 6 号、議 案 第 1 7 号、議 案 第 3 1 号、 議 案 第 3 2 号、議 案 第 3 3 号、議 案 第 3 4 号、 陳 情 第 2 2 号、陳 情 第 9 号、陳 情 第 1 0 号、 陳 情 第 1 3 号、陳 情 第 1 4 号、陳 情 第 1 9 号、 陳 情 第 2 3 号
会 議 日 数 3 日 間		

2. 会議事項

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第3号	令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	令和6年3月1日	令和6年3月6日	原案可決
議案第4号	令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	令和6年3月1日	令和6年3月6日	原案可決
議案第7号	令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	令和6年3月1日	令和6年3月6日	原案可決
議案第8号	令和5年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第2号)	令和6年3月1日	令和6年3月6日	原案可決
議案第11号	令和6年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算	令和6年3月1日	令和6年3月6日	原案可決
議案第12号	令和6年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算	令和6年3月1日	令和6年3月6日	原案可決
議案第15号	令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算	令和6年3月1日	令和6年3月6日	原案可決
議案第16号	令和6年度宜野湾市水道事業会計予算	令和6年3月1日	令和6年3月6日	原案可決
議案第17号	令和6年度宜野湾市下水道事業会計予算	令和6年3月1日	令和6年3月6日	原案可決
議案第23号	宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について	令和6年3月1日	令和6年3月6日	原案可決
議案第29号	宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について	令和6年3月1日	令和6年3月6日	原案可決
議案第31号	宜野湾市水道事業給水条例及び宜野湾市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について	令和6年3月1日	令和6年3月6日	原案可決
議案第32号	喜友名23号道路整備工事(2工区)請負契約の議決内容の一部変更について	令和6年3月1日	令和6年3月6日	同意

議案 第33号	令和5年度西普天間住宅地区区画道路 築造工事(3工区)請負契約について	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	同意
議案 第34号	令和4年度西普天間住宅地区地区界擁 壁築造工事(4工区)請負契約の議決内 容の一部変更について	令和6年 3月1日	令和6年 3月6日	同意
陳情 第9号	インボイス制度(適格請求書等保存方 式)の実施延期を求める陳情	令和4年 12月8日	—	継続 審査
陳情 第10号	有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民 の健康と生命を守る陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査
陳情 第13号	西普天間地区モデル街区土地利用につ いての陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査
陳情 第14号	西普天間地区の区画整理事業モデル街 区に関する陳情	令和5年 3月3日	—	継続 審査
陳情 第19号	「女性の人材育成」並びに「環境」につ いての陳情	令和5年 9月13日	—	継続 審査
陳情 第22号	地域社会に貢献するシルバー人材セン ターの決意と支援について	令和5年 12月7日	令和6年 3月6日	採 択
陳情 第23号	高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シル バー人材センターの支援について	令和5年 12月7日	—	継続 審査

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和6年3月4日（月） 1日目

午前10時00分 開会
午後 3時55分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	知名康司
委員	濱元朝晴
委員	下地崇
委員	嶺井拓磨

副委員長	宮城政司
委員	又吉亮
委員	宮城優

○欠席委員（0名）

○説明員（14名）

上下水道局長次	新垣勉
総務企画課経理係長	神田恭子
総務企画課経理係主事	平良美香
水道施設課課長	高宮城淳
水道施設課水道整備係長	石川純
業務サービス課排水設備係長	戸田海士
下水道施設課課長	中本益丈

総務企画課担当技幹	伊佐英樹
総務企画課総務担当主査	松原愛
総務企画課経理係主任主事	米須清貴
水道施設課水道管理係長	小那覇啓樹
業務サービス課業務管理係長	親川巧
業務サービス課給水設備係長	屋良航士
下水道施設課下水道整備係長	山内智博

○参考人（1名）

参考人	桃原朗
-----	-----

○議会事務局職員出席者

主事	又吉竜希
----	------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第16号 令和6年度宜野湾市水道事業会計予算
- (2) 議案第17号 令和6年度宜野湾市下水道事業会計予算
- (3) 陳情第22号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援について
- (4) 陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について
- (5) 議案第 8号 令和5年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）
- (6) 議案第31号 宜野湾市水道事業給水条例及び宜野湾市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について

第455回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和6年3月4日（月）第1日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第16号 令和6年度宜野湾市水道事業会計予算

○知名康司 委員長 議案第16号 令和6年度宜野湾市水道事業会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。その前に、担当課から議案第16号についての趣旨説明がありましたら、お願いいたします。上下水道局次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 よろしくお願ひします。今の1ページ目の説明のときのものからちょっと教えていただきたいのですが、赤字で予算計上していると。収入よりも支出が上回っている。その分に関しては、その欠損金に関しては地方公営企業法で前年度の剰余金でもって充てることができるという説明だったはずなのです。ということは、令和5年度の決算が出た段階で、令和6年度のマイナス分を補填するということですよ。令和6年度の決算する際に、その剰余金、令和5年度の剰余金の受入れ勘定科目は何になりますか。

加えてお聞きしたいのは、今、令和6年度予算の勘定科目を見ている限りでは、どれで受けるのだろうかというものと、もしここにはない勘定科目で受けるならば、予算のときにのっていない勘定科目が決算のときに新しく出てくることはあり得ることなのかなということをもたお聞きしたいなと思います。

○知名康司 委員長 経理係、米須主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 経理係、米須と申します。よろしくお願ひします。

通常、水道事業の決算において利益が生じた場合は、剰余金処分計算書（案）という形で欠損処理に転記して表示しているのですが、欠損金が生じた場合は欠損金計算書（案）という形で決算書の中に表示をするので、その中で令和5年度の利益をこのように欠損金に充てますという形で表示するのですが、科目をどこに入れるかというよりかは、令和5年度の利益を、まだ令和5年度は建設改良積立金などに処分しないので、未処分利益剰余金という形でのっている状態になるので、それをそのまま欠損金に充てます。充当しますという。

（「文字でということですか」という者あり）

○総務企画課経理係主任主事 そうです。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 分かりました。以上です。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしくお願ひします。ちょっと分からないので、教えてもらいたいのですが、支出、収入で、令和5年11月から立方23円値上げで、その後もまた10円さらに値上げすると聞いております。令和8年、今後もまた、いわゆるいろんな対策の影響もあって、また値上げの予定されていると思うのですけれども、こういった値上げ額は県企業局の浄水が市に供給されて、それを買取るといふことで単価に入っていると思うのですけれども、市としても、そのまま県が上げた分を、要は市民に請求する金額というのは同じなのですか。それとも、公営企業、経営性があるので、ちょっと利益も含んで、やっぱり増額するようなことになるのでしょうか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 ただいま県のほうが2段階、条例としては一条例で改定の案件として承認されているようでございますが、ただ2段階に分けて上げている、という形になっております。市の料金改定に向けてのしるしと申しますか、それについては、まず水道料金や下水道料金を改定する場合に、料金の改定の必要性とか、上げ幅、審議していただく市の機関、附属機関であります宜野湾市上下水道料金審議会を開くことで、その中で料金改定、上げ幅、必要性等審議していただいて条例改正を行っていく内容となっておりますので、必ずしも県が値上げた幅を上げるということではございません。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 審議会で決まるということなので、今、このとおりに変更できないのかなと思ひますけれども、この予算、物価高騰も厳しい中で、またさらに上げるというと非常に理解が得られるのかなと心配があるのですけれども、上げずに、何か法的な補助を使つて、増額する負担分を別のところから国の補助など使つて、上げずにいくという方法というのはないのですか。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時21分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時22分)

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 申し訳ございませんでした。公営企業会計の場合、サービスの提供による経費については、その対価として受益者から支払われる水道料金等の収入をもって賄うことが原則になっておりますので、県企業局の料金増額改定に対応していく場合は、やはり対価をもってやらないといけないということで、補助金を充てるということとはできないとなっております。

○下地崇 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしくお願ひします。すみません。確認ですけれども、令和6年度の予算で赤字で予算を出しているということは、令和6年度自体は水道料金を改定する予定がないということで認識していいのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 料金改定する場合には、どうしても市民の周知等も図りながら、議会の承認も得ないといけないということになりますので、令和6年度にそれがスケジュール的にも非常に厳しくなっています。

令和6年度に上げるとしたら、令和5年度で審議会に諮って周知していくという形をとらないと難しいことになります。なかなかそれは難しいだろうということで、局としては令和7年4月を改定予定として、それまでには市民の周知、議会の承認、あとパブリックコメントを経て、そういった形で4月改定に向けて取り組んでまいりたい。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 もう一点なのですけれども、下地委員の質疑と重なる部分ではあるのですけれども、さっきのその対価をもって、その経費についてやらないといけないということなのですけれども、例えばなのですけれども、国のほうで水道事業のIoT機器を使ったスマート水道化というのが推進している状態だと思います。その予算等は、今ついたりしますか。来年度、何か導入するに当たっての。言い方が難しい。

(「スマートメーター」という者あり)

○嶺井拓磨 委員 それ以外でも、先日、AIの判断も、水道管の判断をやるという話があったと思うので、その予算では大体どのぐらいついているか、お尋ねしたいと思います。

○知名康司 委員長 水道施設課長。

○水道施設課長 今の質疑にお答えいたします。委託料に関してなのですけれども、包括委託を行っておりまして、それが令和7年度までとなっております。その中で、全面委託していますので、今回は令和6年度中は組み込まれておりません。その次のときにどうするかというのを今、様々な知見を基に検討を行っているところでございます。ただ、次年度に関しては行っておりません。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 もし教えていただけるのであればなのですけれども、さっき言ったスマートメーターも一つですし、AIとかIoT機器を使用したものがあるのですけれども、何かその中でちょっと検討しているという材料があれば教えていただきたいのですけれども。そういったものを今考えているのか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 今のところスマートメーターとか、そういったのは検討しておりません。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。ほかの委員からも質疑があったのですけれども、1ページ目の第3条、先ほど最初に次長が丁寧に説明していただいたことだと思っているのですけれども、少し受け止めが違うところもあったので、よければ、紙でまとめて資料として出していただけないでしょうか。先ほど御答弁いただいた内容。そうすると、我々も理解がしっかりできるのではないかなど。この水道料金値上げに関して、恐らく報道でもあったりして、市民もそうですし、議員もすごく注目しているところだと思うのです。なので、より正確に把握したいので、先ほどおっしゃった話をまとめて紙で資料として出してもらえないかなという相談なのですけれども、どうですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 料金改定に関する、それとも赤字予算のほう。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 そこはつながっていると思ってお願いしている。難しいですか。それぞれ別になんですけ

ど。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 赤字予算に関しては、先ほどの説明表があるので、まとめてやれば良いと思うのですが、料金改定、県の料金改定の話なのですか。それとも局の考えなのか、その辺。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 料金改定に関しては今後の話だと思っている、先ほど次長おっしゃったように。そこはまだ決まっていないと思うので、そこは僕が今お願いしている対象ではなくて、あくまで今回、第3条の赤字というのをどう扱っていくか。その背景というのは、先ほどおっしゃった中で、県のほうの料金改定があるから赤字になる見込みですと。それに対して、市としてはこういうふうに対応することで、令和6年度は水道料金、時間的に厳しさもあるのですが、値上げはしないでやろうとしているようなことを最初に説明されたと思うのですが、その部分というのはどうですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 流れとして赤字になった要因と、それに対する局の対応。で、令和6年度の事業、令和6年度では料金改定は検討していない、令和6年度から検討していくという形になるのですが、その流れで資料として提供します。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお祈いします。そうすると、委員もみんな理解が早くなるかなと思いますので、よろしくお祈いします。

あわせてなのですが、もし分かる範囲でお伺いしたいのですが、県企業局がこういうふうになっているから、こうした結果、県内市町村、全市町村が影響を受けると思うんです。そのほかの市町村、宜野湾市以外も同じような対応されているのか。市町村によっては違う対応で何とかしようとしているのか。そういったのはわかりますか。

○知名康司 委員長 経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 近々の市町村で令和6年度予算について、企業局の浄水費の値上げを反映させますかという確認をしたところ、予算の中で反映させるところがほとんどになりまして、その中で赤字予算になるところもあれば、令和6年度予算は黒字の予定ですというところもあって、各市町村によって対応等も、赤字か黒字かなんかもばらばらという感じがします。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。値上げしたとしても、そもそも黒字で予算組めますという市町村があるし、赤字になりますよと、宜野湾市の場合、そうだと思うのですが、ありますよということだと思うのですが、赤字になる市町村はどれぐらいあるのか、分かる範囲で。

あと、その赤字になる市町村というのはどういった対応しようとしているのかというところを伺いたかったのですが、分かる範囲で構わないのですが、もしあれば教えてください。

○知名康司 委員長 経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 県内の宜野湾市以外の5市に調査をして、2市は令和6年度予算でも黒字が見込めます。うちも含めて3市は赤字になって、1市はその時点では分からないということでありまして

ども、この調査を確認をしたのが昨年の企業局の浄水費の値上げするという話があつてすぐの話があつたので、現在もこういう状況というのは分からないのですけれども、確認した時点での回答はこういう形。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしくお願ひします。県企業局のほうからの値上げが23円となっていますけれども、これは配水管の老朽化とかというのがありますけれども、PFOSの対策費もこの中に入っているのかどうか。入っているのであれば、この割合が分かれば教えてください。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 県企業局のPFAS対策費の水道料金への影響についてということだと思いますけれども、昨年12月7日、新聞報道にもございましたとおり、県企業局では2024年度から2027年度、有機フッ素化合物PFAS対策費として年間最大10億円を見込んでいるという報道がございました。そのときに水道料金への影響額について試算中であるという報道がございまして、試算が終わり次第、公表したいという報道がございましたが、いまだにまだ公表がされておりませんので、把握しているところは承知しておりません。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 加味はされる。これがまたプラスになるのですか。この23円。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 予算計上はしている。23円の中に幾ら入っているかという割合とか、そういうのは分からない。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 先ほど下地委員からもあつた、補助金ではこの値上げ分には対応できないというふうな答弁だったと思うのですが、このPFAS対策費が、企業局が負担するのではなくて、国が負担するとなると、この23円は圧縮という可能性もあるという認識でいいですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 前回、説明会の中でも質問等させていただき、県のほうにいただいたのですが、そういった様々な補助金とか、そういったものを活用して圧縮できないかという質問させていただいたときには、そういったことも考えていくというお話でしたので、ある程度、補助対象が決まれば、そこにあてがって、少し軽減されるのかなというように考えておりました。今回、県のほうの少しスケジュールを確認したところ、県のほうで令和6年10月1日から令和7年3月31日までの半年間は、物価高騰対応重点支援地方交付金を活用して125円24銭から4円40銭を減免して120円84銭にする予定であるというふうには伺っておりますが、これは規定等も対応できないということを伺っております。そのときの説明ではそういうことになっていると伺っております。いろいろな補助金を活用していくという考えではあるというふうには認識しております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 いろんなことを模索して、圧縮させるような方向で認識していいですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 県としてはそういう努力はしていると考えております。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 5ページの資本的収入の1款2項1目、量水器の売却ということで118万6,000円ありますが、そしてもう一つ、収益的支出にも1款3項1目455万9,000円、量水器の売却とありますが、支出と収入で、その両方あるので、どういうふうな意味か、ちょっと説明してもらいたい。

○知名康司 委員長 経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 5ページの資本的収入のその他資本的収入にあります固定資産売却代金118万6,000円につきましては、実際、業者のほうに売却した代金、金額。

(何事かいう者あり)

○総務企画課経理係主任主事 すみません。こちらの量水器の売却なのですが、量水器の満期を迎えたメーターを売却するという内容になっておりまして、資本的収入の固定資産売却代金のほうでは実際業者に売却した代金になっておりまして、4ページの収益的支出の中の水道事業費用、3項、特別損失の1目、固定資産売却損、こちらは455万9,000円なのですが、こちらが量水器も固定資産となりますので、減価償却費を行って行って、売却する時点で、これまで減価償却してきた部分は引くのですけれども、その残りの分を除却費みたいな形で売却損として計上している形になります。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 支出でも量水器を売却して、そのような形で445万9,000円売却損。あとは、5ページの、これは満期に量水器の売却でこの料金を上げたということで理解してよろしいのですか。

(「はい」という者あり)

○濱元朝晴 委員 理解しました。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 少し細かいラリーになると思うのですが、お願いします。3ページの営業外収益の消費税及び地方消費税還付金2,826万7,000円、大幅に上がっていると思うのですが、その説明をお願いいたします。

○知名康司 委員長 経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 消費税及び地方消費税還付金についてですが、前年度、令和5年度の予算より1,945万5,000円、予算額増額しているのですが、こちらは消費税の計算をする際に受け入れた収入の消費税から支払いした支出の消費税を差し引いて消費税額を計算するのですけれども、支払った消費税が多い場合は消費税の還付金という形になりますので、令和6年度予算については、令和5年度よりも、収益的支出と資本的支出ともに支出額が大きく増加しておりますので、その影響で消費税の還付金も増額したという形になっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、今の説明を受けて、もう一つ、3項特別利益の過年度損益修正益が前年度、これまでと違って、費目存置の1,000円になっているのですけれども、その説明をお願いいたします。

○知名康司 委員長 経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 令和5年度予算までは特別利益の過年度損益修正益の科目に瑞慶覧基地給水に関する消費税還付金という科目を計上していたのですが、こちらのほうは令和5年度、令和6年度

から発生しない科目となったので、計上しておらず、費目存置という形になっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、過年度損益修正益で今まで上がっていた消費税還付金に関しては、今回、営業外収益の消費税及び地方消費税還付金2,826万7,000円には含まれないという認識でよろしいですか。令和6年度は。

○知名康司 委員長 経理係主任主事。

○総務企画課経理係主任主事 こちらの消費税及び地方消費税の還付金なのですが、通常、消費税の確定申告をするために納税額を計算した結果の数字になりますので、瑞慶覧基地に関する消費税還付金も、令和6年度は通常の消費税の確定申告に含めて計算を行っておりますので、こちらも含めているという形になります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 そうしたら、できれば、今回やってくれということではないのですけれども、24ページの予算実施計画明細書、24ページのこの2項3目の消費税及び地方消費税還付金の中に備考欄、いわゆる消費税及び地方消費税還付金で、今までは瑞慶覧基地給水による還付金が過年度損益修正益のほうで入っていたので、それが合算されたのだなというのが、特に今年変わっているではないですか、去年と違って。変わった年だけでも、これやる必要があるのかなと思ったので、ここは追記していたほうがありがたかったなというところですよ。

もう一つ確認したいのですけれども、この過年度損益修正益が特別利益ではなくて営業外収益に入ってきたということは、この2市1町1村の協定が改定されたという認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これまで、この瑞慶覧の給水については、給水収益ではなくて、基地対価料という形で、別で計上して、維持管理費とかそういうのも一緒に計上されていたもので、科目変更して、給水収益は使用料として科目変更して、維持管理費とかは、これは北中城村が事務、そこに支払う維持管理費として別で支払いしていきますので、令和6年度からはそこに計上されます。協定が変わったのではなくて、契約協定で、令和4年度で協定改定して、令和5年度からは給水使用料として給水収益を入れて、維持管理費は別でまた支払いをしているという形になっていますので、協定は令和4年度で、この使用料、給水にしていこうという形で…。

○知名康司 委員長 業務管理係長。

○業務サービス課業務管理係長 瑞慶覧基地給水の協定の改定は令和4年度に行って、令和5年度から施行を開始しているのですけれども、令和4年度までについては施設提供対価料ということで収益を受けていたところなのですけれども、こちらの収益を受ける際には、維持管理負担金と業務手数料等も全部費用のほうを除いて、差し引いて収益だけを得ていたのですけれども、令和5年度の協定改定に伴って、施設提供対価料としていたものを水道料金として令和5年度から受けています。その際に、費用のほうは、先ほど言った令和4年度まで差し引いていたのですけれども、浄水購入費や業務手数料等は差し引かず、こちらからお支払いするという費用が発生するというのが、去年令和5年度から発生していますので、改定内容が変わったところから、収益の科目と費用が発生しているというふうになります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、協定が改定されたというわけではなくて、受入れ方がちょっと変わってきたというよ
うな認識でよろしいのでしょうか。すみません。受入れ方の認識がちょっと。

○知名康司 委員長 業務管理係長。

○業務サービス課業務管理係長 おっしゃるとおり受入れの形も違ったのですけれども、協定書の改定した
ところ、以前の協定書の中身ですと、施設使用権の提供に対価として施設提供対価料として受けていたの
ですけれども、これが改正後は水道料金として北中城村から支払うものとするという内容に変わりましたので、
施設提供対価料から水道料金に科目が変わったという形になっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 これまでは、令和4年度に改定をして、そういうふうになったということだったのですけ
れども、これまでは北中城村が取りまとめをしていてということだったはずなのですけれども、水道事業と
して宜野湾市にそのまま給水会計に収入として入ってきて、北中城村の事務的なもの、委託料というような
形で支出しているのかなというふうに思っているのですけれども、それは令和5年度からも発生して
いるのですか。北中城村に委託料として支出しているのは。

○知名康司 委員長 業務管理係長。

○業務サービス課業務管理係長 おっしゃるとおり令和4年度までは、先ほど申し上げたように施設提供対
価料から業務手数料や水質検査料等差し引いて費用だけを得ていたのですけれども、令和5年度からは、費
用、先ほど言った水道料金は水道料金そのまま受けて、費用は費用でこちらからお支払いしているという
形になっていますので、そこが令和4年度と令和5年度以降で変わっているという内容です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、最後に教えてください。25ページの、今言った北中城村に対しての事務の委託料とい
うものは、25ページでいう2目給配水費の委託料2億1,674万8,000円の中に含まれているのか。含まれてい
なければ、それ以外のどこに入っているのかというのを教えてください。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午前10時47分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前10時47分）

○知名康司 委員長 業務管理係長。

○業務サービス課業務管理係長 26ページのほうの節のほうの上から3番目、委託料に含まれております。

○又吉亮 委員 数字は。

○業務サービス課業務管理係長 金額は425万円となっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 もう一回確認します。26ページの業務費の委託料の中の上から4段目の1億2,523万7,000円
の中に425万円、北中城村に対する事務の委託料が入っているということによろしいですか。確認です。

（「はい」という者あり）

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。確認で。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名委員。

○知名康司 委員 確認するところがあるので、先ほど次長からの話だと10月に23円の値上げがありますよね、県企業局が要請して。その後10円というのは、これはいつになりますか。

○宮城政司 副委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 令和8年の4月です。

○宮城政司 副委員長 知名委員。

○知名康司 委員 例えば23円値上げしたとして、下地崇委員からもありましたけれども、宜野湾市としては同じ金額を値上げするということになりますか。

○宮城政司 副委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 先ほども少し説明させていただきましたけれども、令和7年4月に本市としても料金改定しないといけないだろうというふうに考えておりますので、その中で料金審議会等開催して、そこで上げ幅とか、必要性とか、そういったものを審議していただく過程になっておりますので、その後、すぐに議会の承認を得て決定していくことになりますので、必ずしも同じ幅を上げていくということではございません。同じ幅を上げるということではないということです。

○知名康司 委員 では、金額は。

○上下水道局次長 今から審議して。

○宮城政司 副委員長 知名委員。

○知名康司 委員 今回は欠損金の、これは会計予算だから、欠損金の7,800万円は埋めるというか、補う形になるのだけれども、次に予定されている、次の、さっきから聞いている値上げに伴って、当然今のように黒字にはなりますよね。

○宮城政司 副委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 こういった財政計画とか投資計画、そういったものを加味して、赤字にならないように、安心安全な水の供給ができるような形で料金の幅を決定していくことになりますので、黒字になればいいなと。改定はしていく。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。ちょっとどこというふうな言い方はあれなのですが、給水収益の件、給水収益といいますか、今、水不足が盛んにとというか、報道等でも確認できている、沖縄県企業局からアナウンスしていると思うんですけども、宜野湾市としてもそういった発信の後押しというか、手伝いの的なというのは、多分令和6年度続くと思っている、やっっていく予定ありますか。それはどこかの費用に入っているか、分からないので、こういう聞き方しているのですけれども。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 ホームページへの掲載とか、各自治会等にもお願ひをしたりしておりますが、この令和6年度の予算に計上している形ではなくて、できる範囲でやっっていくと。というのは、水不足が発生する前に予算計上がされておりますので、そこに反映することが難しい、できていないものですから。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今のお話を次聞こうと思っていたのですが、今、ここに表示されている給水収益の予定額というものは、節水をする前といいますか、節水することは想定されずに、通常どおり利用した場合の金額という理解でいいですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 はい、そのとおりでございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。今後の話なのでございますけれども、今後、節水が必要になっていくということで、市民の皆様も協力される方が出てくると思うのですが、そうした中で、この給水収益の見込みというのは大きく変わる可能性もあるという理解でいいですか。今の時点では去年からの流れでいくのでございけれども、今後、下がっていく可能性もあるということですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 皆様が節水に協力していただいて使用量が減れば、収入も減っていくという形になると思います。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。その確認がしたかったのです。

あと、すみません。最後にやっぱり、節水してほしいというのは、やっぱり市民の皆様には何か機会があれば、上下水道局からアピールとかしていただければなということを要望というか、相談なのですが、お願いできますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 今後、まだこういう渇水が続く可能性ございますので、その予算の範囲、もし予算が確保できるようであれば予算の範囲で何らかの検討はしてまいりたいというふうに考えております。市報にも、その辺はできること。

○宮城政司 委員 ぜひお願いします。以上です。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 では、進行の声がありましたので、進めます。審査中の議案第16号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時55分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時06分)

【議題】

議案第17号 令和6年度宜野湾市下水道事業会計予算

○知名康司 委員長 次に、議案第17号 令和6年度宜野湾市下水道事業会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。それでは、担当課より議案第17号についての趣旨説明をお願いいたします。
上下水道局次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。ちょっと細かな点、幾つか確認させてください。

5ページの収益的支出の1款1項4目普及指導費について御説明いただきたいのですが、備考欄でいくと水洗便所及び排水設備の普及促進及び指導等に関連する費用ということなのですが、2,399万円というのが、ちょっとこの言葉、備考欄の説明からするとすごく大きいような感じなのですが、具体的にどういったことをされるのか。例えば対象、水洗便所ではないところに対して水洗便所にしてくださいというような働きかけとか、指導をすることのかなと理解しているのですが、その理解が合っているのか。まず、その説明をお願いできますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 ただいま御質疑がございました5ページの1款1項4目普及指導費の内訳と申しますか、主な財源としまして公共下水道接続促進事業補助金、公共下水道に接続していただく方への補助金としまして2,000万円を計上しております。それが大半を占めておまして、その補助金と合わせた、こういった促進に係る事業費、あと300万円余りが主になってございます。補助金が主な財源となっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。財源が補助金ということで分かったのですが、今現在、どれぐらい対象としているのか。これはそもそも対象は個人の住宅なのか、住宅以外の商業施設とか、そういったところもあるのか分からないのですが、どういった家屋、建物が対象になるのかということと、実際に、先ほどおっしゃった補助だと、その排水設備の水洗便所化するときに補助できるとかという仕組みという理解であっていますか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 公共下水道へ接続工事していただく建物の所有者の方を対象に工事費の一部を補助金として交付しているものでございまして、補助額といたしましては、課税世帯で20万円を限度額として工事費の75%、非課税世帯につきましては30万円を限度額として当該工事費の85%を補助額としております。

また、低湿地帯、ちょっと低いところにあつて、ポンプ等設置しなければならないところにつきましては、工事費の75%を補助額として、限度額は30万円。また、そういったところの共同住宅の場合は50万円を限度額として、共同でやる場合ですね、50万円を限度額として行つて。アパートとかも対象になっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。市内の、いわゆる水洗化率ということなのかなと思つたのですが、今の時点、どれぐらいですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 通常、人口普及率のほうで示してございまして、処理区域内人口に対する使用人口でいきますと、令和4年度末現在になりますけれども、84.78%となっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございました。この備考欄だけでいくと、ちょっとその補助というものではなくて、あくまで指導とか周知とかの金額かなと思ったので、お聞きしたのですけれども、その補助をする金額も含まれているということなのですよ。分かりました。ありがとうございます。

すみません。続いて、ちょっと確認なのですが、32ページの資本的収入及び支出、資本的支出の1款1項1目の工事請負費の中で、備考欄、単独事業で宜野湾11号舗装復旧工事というのがあるのですが、こちらの説明をいただけますか。

○知名康司 委員長 下水道整備係長。

○下水道施設課下水道整備係長 こちらにつきましては、宜野湾11号の道路につきましては、防衛局補助事業で、道路の開通待ちしているわけですけれども、そこにはについては供用開始しておりまして、舗装の復旧、そこに下水道管を埋める場合に舗装の復旧については、掘り返しの規制だとか、あと財産処分というものがかかってきますので、その期間内は他の補助事業で復旧するということが難しい、補助金の処理上、難しい形になっているので、舗装復旧については単独事業費で復旧するという形で予算計上させてもらっている対応になります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。すみません。どこを工事されているのか、もう少し違う観点で聞けばよかったですけど、財源とかという部分もあると思いますけれども、11号のどの部分を、この下水の工事ではなくて、下水の工事に関連して、恐らく舗装ということ、アスファルトとかの話かと思ったのですけれども、どの区域か教えていただけますか。

○知名康司 委員長 下水道整備係長。

○下水道施設課下水道整備係長 舗装復旧の内容というよりは、この整備の内容、箇所になると思いますので、御説明いたします。

この補助事業費の中の宜野湾第1汚水幹線工事の部分につきましては、宜野湾11号の神山マンホールポンプというものがございまして、そのマンホールポンプを廃止して、宜野湾11号道路内に汚水の幹線を敷設する工事になりますので、場所としては神山のほうになっております。

もう一つ、宜野湾汚水枝線工事の整備箇所につきましては、おおむね、いこいの市民パークのもう少し下のほうというのですか、近く、ちょうど裏ぐらいのところが沖縄国際大学向けの污水管の敷設する箇所が一番端っこになっていますので、その区間を予算として計上しているところでございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 これは、今、特に通常走っている上では気づかないけれども、何も無いところと思うのですが、そこにそういう枝線というのですか、その工事を加えて、その上で道路の舗装をしていくという理解であっていますか。

○知名康司 委員長 下水道整備係長。

○下水道施設課下水道整備係長 おっしゃるとおりでございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。確認なのですけれども、先ほど債務負担行為であった宜野湾地区の排水路の改修とはまた全然別ですよ。

○知名康司 委員長 下水道整備係長。

○下水道施設課下水道整備係長 別の工事になっております。先ほど説明した宜野湾地区排水路の改修工事につきましては、おおむね基地内の雨水排水路の改修工事ということになります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ちょっとそこも次聞こうと思ったんですけど、この宜野湾地区の排水路の改修工事というのは令和7年度完了予定になりますか。

○知名康司 委員長 下水道整備係長。

○下水道施設課下水道整備係長 令和6年度から着手して、令和7年度までの事業期間として、今、沖縄防衛局と調整して進めている内容になります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。以上だったのですけれども、最後に1個だけ、今、市道宜野湾11号の、これはもしかしたら上水道の話かもしれないのですけれども、だったら教えてください。既存の提供部分、宜野湾区からの佐真下公園に行く道を水道管、上水道、下水道か分からないのですけれども、老朽化したものの工事、新しいものを入替え工事をしている、もうほぼほぼ終わると思うのですけれども、あの工事した後の路面の補修というのが、この11号の補修なのか、理解していたのですけれども、それではないのですか。あそこは補修されますと、もうあのまま、あれは終わっている状況ですか。もし下水道ではなかったらごめんなさい。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 既存の11号に関しては、水道事業工事になっております。今、恐らく仮舗装なされているのかなと思いますけれども、これからまた本舗装になっていくようになります。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございました。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 3ページお願いします。3ページの第7条、一借なのですが、一時借入金4億600万円。水道事業のほうには一借、たしかないですね。下水道事業のほうでは、この7条で4億600万円とあるのですけれども、下水道事業で一借を定めている理由と、この数字になっている理由。過去、例年どれぐらい大体一借していますよというのがあれば、平均的なものでもいいのかな。最大どれぐらいやったこともありますよというのを聞かせていただけたらと思います。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 まず、水道事業ではなく、下水道事業にこの第7条で一時借入金を計上している理由でございますが、一時的に資金不足が下水道の場合、生じる場合がございます、そのときには一時借入れをするような形になっております。

今、計上されている4億600万円に関しましては、これまでの過去3年間、各月の収支差額の最大値、一番大きい差額が出たときの最大値をもって計上して、このぐらい確保しておけば大丈夫だろうということで、限度額として計上しております。過去の借入れについては…。

○知名康司 委員長 経理係主事。

○総務企画課経理係主事 過去の最大額としましては、今年度、令和5年度に初めて一借を水道事業から実

施しておりまして、額としては2億7,000万円ほど借り入れることになっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。一借先が水道事業なのですね。水道会計。指定金融機関とかなのかなと思ったのですが、水道事業会計から一借する場合の利息はどのぐらい設定されているのでしょうか。

○知名康司 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 お答えいたします。0.002%です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 何かちょっと細かい話だなと思うかもしれませんが、ここにやっているということは議会議決事項だということで認識はしているのですけれども、この4億600万円が妥当なのかどうかというところだと思うのですが、一借は前年、今年度ですね。今年度2億7,000万円ほど、一借を水道事業会計からやったということなのですか、これは大体毎年発生していますか。発生しなかった年というのはないですか。

○知名康司 委員長 経理係主事。

○総務企画課経理係主事 一時借入金なのですが、今までは資金残高のほうで確保されていたので、一借をせずに下水道事業の独自の資金で賄っていたのですが、西普天間住宅地区の整備の事業費が多くなったりですとか、電気料金が高騰したり、ポンプの故障があったりなど、ちょっと資金繰りが厳しくなってきましたので、令和5年度以降、しばらくの間は水道事業からの一借をしなければ、ちょっと財政状況が厳しいという内容になっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ちょっと令和5年度が厳しい状況だったということもあるのですが、21ページの令和5年度の、今年3月31日時点での予定貸借対照表ということなのですが、昨年の、ちょうど1年前の資料の令和5年度の予定貸借対照表と比較して、この21ページの流動資産の現金預金1億6,100万円ほど計上されていて、ちょうど1年前のときも全く同じ、この令和6年3月31日時点での予定貸借対照表は1億円ほどを見込んでいた。6,000万円ほど現金預金として1年前の見積っていた額と、今回出したときの3月31日時点の現金預金の試算の予定としては1億6,000万円あるのですが、この6,000万円の増になった要因とか、何があってこの6,000万円、1年間の間に予定されていたものが、6,000万円、今回また増える予定貸借対照表を計上しているのかなと思って、お伺いします。

○知名康司 委員長 経理係主事。

○総務企画課経理係主事 昨年度の当初予算に計上されておりました令和5年度の予定貸借対照表なのですが、令和4年度決算がまだ確定しない前でしたので、令和4年度予算をベースに作成をしておりました。今回の当初予算の令和5年度の貸借対照表についてなのですが、令和4年度の決算が確定しておりますので、令和4年度予算と決算を比較して、もちろん支出のほうは、執行残だったり抑制されておりますので、その分、現金が増加したということになっております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 もう一つお聞かせください。16ページの、こちらも貸借対照表なのですが、資産の部

で、固定資産、イ、ロ、ハ、ニとあるのですけれども、ニ、機械及び装置、これが今年3月31日と来年の3月31日比較して3億円プラスになっているのですけれども、こういった資産として保持するのか。機械及び装置というのは3億円プラスになっているのですけれども、この令和6年度の機械及び装置、お願いします。

○知名康司 委員長 経理係主事。

○総務企画課経理係主事 機械及び装置の3億円の増の要因なのですから、現在、宜野湾中継ポンプ場のほうが改築及びポンプの増設工事を行っておりまして、そちらの分が増額されております。

○又吉亮 委員 以上です。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。なかったら進行してまいりますけれども。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の議案第17号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時38分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時39分)

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。休憩いたします。(午前11時39分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

陳情第22号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援について

陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について

○知名康司 委員長 陳情第22号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援について、陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について、以上2件を議題といたします。

本件につきましては、先日本日お話ししたとおり、参考人から意見聴取を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時01分)

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時02分）

○知名康司 委員長 本日は、宜野湾市シルバー人材センター事務局長、桃原朗さんに御出席いただいております。本日は、お忙しい中にもかかわらず本委員会のために御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

早速、本件に対する説明を聴取して調査を進めてまいりたいと思います。まず、陳情第22号と陳情第23号がありますけれども、それぞれ分けてやりたいと思います。要望がありますので、最初は陳情第22号から進めていってほしいと思います。では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員からの質疑に答えていただくようお願いいたします。

陳情第22号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援についてをお願いいたします。

○桃原朗 参考人 高齢者福祉の増進からですか。

○知名康司 委員長 陳情第22号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援についてからお願いたします。

○桃原朗 参考人 貴職におかれましては、ますますの御清栄のこととお喜び申し上げます。平素は宜野湾市シルバー人材センターへ、市庁舎周辺、公共施設清掃並びに資源ごみ収集業務等の委託及び多大な……

○知名康司 委員長 第22号は地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援について、第22号。
(何事かいう者あり)。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時04分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時05分）

○知名康司 委員長 どうぞ。

○桃原朗 参考人 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援について（要請）。

貴職におかれましては、平素から当シルバー人材センターの事業運営に特段の御理解、御支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、表記決議につきましては、令和5年度全国シルバー人材センター定時総会において、別紙要請文の内容のとおり可決、承認されました。近年は、高齢者人口が増加しているにもかかわらず、会員数は伸び悩んでおります。その原因として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、65歳までの継続雇用の義務化、令和2年当初に始まった新型コロナウイルスの感染拡大に伴う事業活動の停滞があります。このように高齢者を取り巻く就業状況の変化や新たな生活様式への対応が求められる今、自主、自立、共働、共助という理念の下、今後のシルバー人材センター事業を持続的に発展させるため、お客様のニーズに迅速に対応できるセンター、安全第一の就業、地域の特色を生かした事業運営など、皆様の期待に応えるセンターを実現していきたいと思っております。

また、高齢者が仕事を通じて健康を維持することで、健康保険や介護保険等の医療費軽減にも貢献するとともに、地域で自立して生きがいを持って暮らせる社会を実現するためには、臨時的、短期的、または軽易な就業等を希望する高齢者に対して提供するシルバー人材センターの存在、役割はますます重要になってき

ます。つきましては、センターが就業機会の確保、拡大するための機能の充実が図られ、高齢社会対策の理念を十分果たせるよう、令和6年度のシルバー人材センター事業につきましては、地域ニーズ、政策方針に十分対応できるよう、補助金並びに委託費と公共事業の発注の確保を要望いたします。

シルバー人材センターは、運営経費を会費や発注者から受け取る事務費及び市や国からの補助金で補う非営利団体として認可、設立されておりますが、国、県、市の支援なくして会費や事務費、収入のみで経費を補うことは、事業趣旨や公共性、公益性に鑑みると大変厳しい事業であります。引き続きシルバー人材センター事業に御理解を賜り、さらなる発展が図られますよう、公共社団法人全国シルバー人材センター総会決議文を添えて要請いたします。

記。1、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望書、1枚。2、会長名等一覧、1枚。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○知名康司 委員長 それでは、本陳情に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 シルバー人材センターでの公共事業の発注の確保が陳情の中に含まれておりますが、公共事業ということでの、どういった業種とか、例えば逆に対応がされていただけるような事業性というか、労働というのはどのように検討されているか、お話を聞かせていただきたいのですけれども。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 ありがとうございます。実は、現在も宜野湾市一円のごみ収集の業務はシルバーでやっております。それと、スタジアム、ベイスターズ球場の球場内の掃除とか、そういったものの業務をやっておりますが、それとまた庁舎の外の周りの草取り、市民広場のそういった定期的な草刈り業務等はあるのですが、庁舎、まだまだたくさんありますので、一般の民間企業さんがやっておられる業務だとか、そういうのをはかりにかけるといっておかしいのですが、高齢者の福祉にもつながるし、先ほど申したように、働くことにより体の機能を維持しながら、また高齢者のさらなる健康増進にもつながるといことで、ぜひほかの市が保有する公共施設の清掃だとか、様々な業務がありましたら、ぜひ支援をいただきたいということをお願いをした次第であります。以上です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。そこで、就業機会の陳情書、中段より少し後ろのほうで、就業機会の確保、拡大に資する機能の充実が図られ、また高齢社会対策の理念を十分果たせるようにということでおっしゃられていますけれども、今現状として、この作業をする内容とか、それをもっと広げられたいというような認識でよろしいですか。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 今現在も清掃業務と、先ほど申したようにスタジアムの清掃並びにベイスターズが来たときに、ちょっとした仕切り板をつけたり、フロアにじゅうたんのようものを敷いて汚れないようにして、またベイスターズが使用終わったときには、また巻いて保管場所に保管して、また次年度使うような作業はしております。

様々な業務、高齢者の業務ですから、就業というのは一般労働的な肉体的なことは大変厳しゅうございますので、軽易な作業、清掃とか草取りとか、そういった業務を松川市長にもお願いをして、他市町村でどう

いう業務をシルバーで担っているのかということで、各担当課にまず調べてごらんということで、市長からそういう発言もいただいて、今、実際、令和6年度、新年度からは、どういう作業があるのか、洗い出しをして、今、実際見積書も各担当課に投げている状態であります。返事はまだ、予算化されて、しっかりとこれで契約しましょうねという話まではまだ至っていないのですが、こういうことで御理解を賜って見積書は提出している状況でございます。以上です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。この65歳以上の雇用継続も義務化されて、いわゆる民間事業で継続して勤められる方が増えている中で、その近い年代の方々もシルバーのほうで活躍されていると思うのですが、そこで民間だと賃金になっていて、シルバーさんのほうだと配分ということで、その違いが結構明確に表れているということも伺っているのですが、今おっしゃられた見積りを当局にも出されているという、そういった調整も含めての金額を出してあるのですか。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 今現在、県内の最低賃金を勘案して、最低賃金を下回るようなことはバツなのです。ですから、高齢者であっても、最低賃金に少し上乗せをする。そしてまた、シルバーですので、8時間労働というのはほぼ厳しいです。それで、平均時間になると1日の平均の就業時間6.5時間を今、うちのシルバーとしては見ております。それで賃金を勘案して、時間で、週何回やってくれとかという業務、これはあくまでも単発で、民間の入るときに単価ですけれども、そういうときには1時間の就業をするときに時間が最低賃金を下回らないように950円という形で呼びかけしても、この最低賃金の範囲内、1時間の就業する人はなかなかおりませんので、これ少し単価を上げないと人は集まらないのです。それに0.幾らかはつけて、1,000円弱ぐらいまでの単価を上げないと会員は1時間の就業をやらないので、そういったことは勘案しながら単価を設定しております。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 今、桃原さんが言っていた作業内容としては、軽易作業、清掃活動が主なのですか。専門職、電気工だったよとか、特殊な資格を持っている方が一緒にメンバーだったりしますか。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 実は就業開拓員というのが1人、短期就業で、月10日のそういう就業開拓員も実際、うちとしては契約職員として置いているのですが、それプラスアルファ、またうちの事業を拡大するためにどういうことを戦略として持たないといけないかということで、定期的に各企業さんにシルバー人材センター派遣事業だとか、そういう請負契約等の説明のパンフレットを定期的に各企業や一般家庭にも、こういったことができますよということでPRはしてございます。その中で、せんだって医療法人の病院のほうからも、そういう介護士、看護師資格を持っておられる方いらっしゃいますかというふうな問合せ等はございましたけれども、実際、そういう方、シルバー登録しても、そういう就業がなければ仕事がない状態が続くので、個人で動いて、自分はまだまだ働けるということで、個人で就職先を探すのです。それで、こちらがそういう問合せがあったとき、その方に電話しますと、もう就業していますと。そういったことは多々あります。

それと、草刈りだけの仕事ではなくて、皆さん方が現地に行かれるときのマイクロバスの運転手、これもシルバーが担わせていただいております。補足しますと、各保育園等の遠足だとか、こういった保育園等のバスの運転もやっております。以上です。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 今言った看護師とか、そういう本当に専門的なのを募ってはいるけれども、先に動いて仕事を探してしまうという、引き止めるアイテムがないような感じですか。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 今の話は病院の先生からの要望でありましたけれども、そのときはたまたま資格を持っておられる方が複数名いたのですが、この複数名は就業に就いているということで、そういう方は複数名いるのですが、実際就業に当たっていますということで返答させていただいております。

それと、プラスアルファ、介護施設からの介護士の補助をしてくれないかということで、今、会員を募って、今三、四名かな、これからもっと増えると思うのですが、そういうのを今段取りしている最中でございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。せっかく来ていただいたので、お伺ひしたいのですが、現在の宜野湾のシルバー人材センターの登録者、会員さんの人数をお伺ひいたします。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 今の会員数は、昨年度、令和5年度が314名いらっしゃいました。年末に集計したところ、コロナ明けで就業したいということで人数が増えて、12月現在で345名です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。コロナ禍もあると思うのですがけれども、年々増加している傾向にあるというふうに理解していいですか。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 やはり増加するのと、加齢による本人の体力の限界だとか、夫婦の片方が病弱で介護しないといけないとかということがございますので、実際、就業に当たっておられる平均の会員数で言いますと、220から230の間が実際会員が稼働している。残り80から100近い人が何らかの原因で就業していない。また、自分の就業したいのとマッチング、合わないというようなことがあろうかというふうに考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。今回のこの陳情の中で、補助とかもあるのですがけれども、実際仕事をする機会をしっかりと確保したいということでの陳情だと思うのですが、今おっしゃった220名から230名の皆さんは、まだもっと働けるけれども、なかなかその機会に巡り会えていないという状況ということの理解でいいですか。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 シルバーの業務というのは多岐にわたって、市報の配布だとか、先ほど言ったマイクロバスの運転手だとか様々な業務があつて、引越し業務というのは、これはシルバーがやってはいけません。荷物を下に下ろす程度だったら粗大ごみの上から下に下ろすとかという業務は補助しながらやってございます。現在もそういった就業が定期的に入ってきて、これをまた会員さんが、力が僕はあるから、これいつでもやるよというふうな、そういった会員もいらっしゃいます。また、この業務内容としては、皆さん方も御存じのとおり、そういう確定申告時期になると、駐車場の交通案内だとかという業務も、銀行さんだとか、コンベンションセンタ

一だとか、はごろも祭りとかというのは、宜野湾市からのお仕事もいただきながらやっている状況ですけれども、やはりマッチング、自分の気持ちは、これはしたいのだけれどもということ、やっぱり合わない方もいらっしゃる。また、先ほど申したように介護とか、そういった自分の体力の不安だとか、また認知だとか、様々な要因があるかというふうに考えております。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 今、宜野湾市から、幾つか、ある程度の依頼というのはしていると思うのだけれども、その今依頼しているものをもっと機会を増やしたほうがいいのか。それよりも、もっと幅広く依頼をしたほうがいいのか、どちらかとか、どっちもというのがあると思うのですけれども、どちらのほうが強いとかありますか。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 正直に申しますと、行政からの仕事というのは、先ほど申したように、陳情に謳われているとおり高齢者が体を動かすことを理解した上で、ぜひ就業を分けてくれというのは、やはり体力的にも厳しい方とかいらっしゃる。こういう方は民間に行かすと。民間の業務で行かると。もっとばりばり動ける人いないのかとかという、やっぱり小言ではないのだけれども、お年寄りですから、先ほども言ったように、1日の就業は6.5時間を目安に考えておりますという、この目安でやらないと、熱中症だとか、やっぱりちょっとした持病を持っておられる方とか、そういう厳しい現場にはなかなか派遣できない、行かせられない。こういうのはちょっと語弊あるかもしれませんが、行政の仕事だったら慌ててすることないよ、とにかく自分のペースに合った就業を、とにかく怠ることなく真面目に、少しずつこつこつでいいからやってくださいというふうに呼びかけて就業してくださいねと。自分の体力以上のことをやると倒れたりしたら困るので、そういうことのないように安全に注意しながら作業してくれということで、ですから行政のほうでそういう仕事があれば、お年寄り、こつこつした真面目な仕事をいただきたいというのが本音でございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。本当に僕としては賛同しているというか。そういう機会があったらいいなと思います。ちょっと観点を変えて、一緒にしている議長宛ての、これから少しお伺いしたいのですけれども、一番最後のところ、インボイスの話なのですけれども、制度的にこの登録者が免税事業者として登録していない場合、恐らく取引をすると、シルバー人材センターのほうで負担していく形になる。なので、そういった支援が必要だということで要望されていると思うのですけれども、今分かる範囲でいいのですけれども、先ほどおっしゃった人数の中で、インボイスの登録をしている方、していない方、割合を把握されていますか。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 今、インボイス制度が昨年の10月から施行されておりますけれども、実際インボイスの登録は、うちのほうのセンターとしては行っております。センターでは行っているのですが、センターはあくまでも仲介を担うということで、その中に一般の方と契約する場合は、配分金の中に消費税も含まれて、今、就業、先ほども言った最低賃金を下回らない、県の最低賃金を下回らない金額を設定して、短時間の場合は、これ少しプラスアルファをして単価を出すよという説明をしたと思うのですが、実際、この配分金の中には、丸ごと時間で、これだけの単価、決めた単価を配分金として会員に渡します。請求する場合には、この配分金と事務費プラスアル

ファ消費税、インボイス制度の消費税は、契約の段階で何時間という契約をして集金しますので、あくまでもセンターの会員から預かっているという形を取ってございます。だから、会員からのインボイスの登録はなくてもできている状況です。フリーランス法とかというのが施行されておりますので、これにも引っかけられないので、そういう手法を取ってございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そのやり方に関してはいろいろ検討されていると思いますけれども、働かされている方の登録状況を把握されておりますか。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 今現在、皆さん方、うちの会員345名の登録なさっている方が、就業して、就業に値した対価を得て収入が、例えばこの収入だったら市県民税は要らないねと、いろんな判断がございまして、そういう発行するのは、うちとしては出して、会員一人一人にそういった申請するときはこれやってくださいね、申告してくださいねということでお渡ししております。ですから、会員個人個人がインボイス登録しているというのは、僕は会員から聞いたことはないです。

○宮城政司 委員 分かりました。ちょっと僕、長過ぎるので。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 先ほどの会員が345名とお聞きしたのですが、そのうちで230名から250名が就業。シルバーの役員とか、何名ぐらいいて、その中で給料というか、ちょっとお伺いしたい。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 役員というのは理事ということでよろしいですか。

○濱元朝晴 委員 給料とか。

○桃原朗 参考人 理事の給料ということでよろしいですか。

○濱元朝晴 委員 はい。

○桃原朗 参考人 令和4年度は10名おりましたが、昨年の6月の総会で選考委員会をして、現在、理事の方が5名いらっしゃいます。別に監事が2名。理事の方が年間、今手元に資料ございません。うろ覚えで大変申し訳ないのですが、3万円ぐらいだったと記憶しております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 本当にボランティアというか、本当に少ない状況で頑張っているということで、そのためにはやっぱり会員を満足にするか、やっぱり仕事を取らないとならないということで、公共的な仕事は、役所と一般の仕事と比率というのはどのぐらいありますか。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 総計資料を持ってくればよかったですけれども、やはりシルバーの財政的な支援は国と市からもいただきながら、営利を目的としていないということが大前提ですので、なるべく会員からも会費を年間3,000円徴収してございます。ですから、就業のこの比率といいますと、やはり役所の仕事のほうが大きいです。やっぱり民間の単発の仕事、派遣事業等もございますけれども、この派遣事業の推移によって国からの支援の金額がまた違ってきますので、一概に幾らというのは即答できないのですが、先ほどどの委員ですかね、お伺いしたときに、派遣事業だとか、どういうふうな職種があるかという御意見がございましたけれども、なるべく会員

の就業を増やすという努力はしてございます。一生懸命やって、その忙しいときの合間を縫って、私も派遣先にそういった事業こうですよ、説明をしながら拡大に向けて取り組んでいるのですが、なかなか少ない人数でこれやるものですから、急にぱんと成績が上がるということはないのですが、会員数の人数も限られておりますので、ですから私どもが今心配しているのは、コロナ明けで少しずつ会員は増えつつあるのです。その会員が増えつつある中で、会員をなるべく減らさない努力。会員に就業の機会を与える。国の指針から申しますと、月、働くのは10日。月10日はなるべくお年寄りに就業機会を与えてくださいというのがございまして、これ月10日をめどに何名の方に仕事を分けてあげられるのかな。実際、時間で割ると十四、五日なのだけれども、時間で割ると何時間就業しているのという、この月10日平均にいかない場合もございます。実際、月に、カウントとしては、月、水、金、週3日でも、月にしますと12日ぐらい出勤しますよね。こういったものはあるのですが、いただく配分金はやっぱり大体何万円とかということになりますので、それでいて、うちの会員は、それでもありがたいという声で、一生懸命やっているのが状況であります。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 ありがとうございます。今の、先ほど専門的な就業している、できるってことは、この230名、250名、平均的にどのくらい取っているのか。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 うちの一番平均すると、足の悪い方は市報をなかなか配れない。アパート、マンション、階段で上っていったり、ポストが上にあるからとかという、集合住宅で郵便ポストが下にある場合だったら、まだいいのだけれども、一軒一軒上にしかないところの昔のアパートだと多いので、そういった業務をしながら草刈り作業をしておられる方もいらっしゃいます。一番よく、会員で草刈り作業もしながら市報配りもしている方というのは、結構、大体100万円ぐらいはもらえます。一番トップは110万円ぐらいだったかな。この方は、特殊業というか、松の剪定とかやっておられて、自分で本人が営業するのです。そろそろ時期ですよ。宜野湾市一円の地図が頭の中に入っていて、ここ、どんなですか、もうそろそろ時期ですけども、松の手入れ、フルーツの手入れしないですかなんて言って、この方は就業、やっぱり多いです。

○知名康司 委員長 次の陳情第23号ありますので、進めたいのですけれども。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 1個だけ。要望書の中で、これは後ろから6行目辺りなのですけれども、国の補助金と同額以上の補助金の確保やということの要望がありまして、国の補助金というのは、宜野湾市シルバー人材センターのほうに年額幾らぐらい入っているのでしょうか。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 これは正確な金額は覚えていないので、今、回答は避けてよろしいですか。事務所に戻り次第、又吉委員に私のほうから報告さしあげます。皆さんには事務局を通して情報を提供いたします。

○知名康司 委員長 よろしいですか。時間の関係もあるのですけれども、陳情第22号は終了いたしまして、続けて陳情第23号、お願いいたします。

○桃原朗 参考人 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について。

貴職におかれましては、ますますの御清栄のこととお喜び申し上げます。平素は宜野湾市シルバー人材センターへ庁舎周辺、公共施設の清掃並びに資源ごみの収集業務等の委託及び多大なる御支援、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市においても超高齢化社会になっており、高齢者人口が増加している中、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により企業からの受託業務等も著しく減少しております。このように高齢者を取り巻く就業状況の変化や新たな生活様式への対応が求められる今、自主、自立、共働、共助という理念の下、今後のシルバー人材センター事業を持続的に発展させるため、お客様のニーズに迅速に対応できる、安全第一の就業、地域の特色を生かした事業運営など、皆様の期待に応えるセンターを実現していきたいと思っております。つきましては、高齢者福祉の増進、高齢者の生きがい、健康維持のため健康都市宣言をしている宜野湾市から、さらなる御支援を賜りたく下記の事項について要望いたします。

記。1、地域にある児童公園の除草及び清掃作業を要望いたします。

2、ふんしんせせらぎ通り等の除草及び清掃作業を要望いたします。

3、市民広場内の清掃作業の増員を要請いたします。

以上でございます。

○知名康司 委員長 それでは、陳情第23号に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 記の1番の地域児童公園の除草及び清掃作業について、指定管理者さんも児童公園の清掃、草刈りを行っていると思いますけれども、それについての見解というか、要望があった経緯をお伺いします。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 先ほども申したとおり、3番の市民広場内の清掃作業、実際、うちがやらせていただいております。また、この児童公園、30余りありますよね。ですから、せめて全部欲しいかと言っているのではないのです。うちの会員が、小さな公園でもいいから、そういう何か所か分けてもらえないかというふうなお話です。ですから、これは今、実際業務委託をされている、はごろも緑化会、PMパートナーズかな、そういうのがやっておられると思うので、次の更新時期に検討いただけるならば、ここここ、せめて地域に一つの公園あたりぐらいでもいいから、小さな公園でもよろしいですので、分けられる部分は分けていただけないかということで、これに明記してございます。以上であります。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 令和5年がちょうど更新時期であったので、次、迎えるとなると令和10年。出された陳情は9月ということもあるのですけれども、1番は少し見えにくいのかなという気もするのですが、何か要望というか、除草、公園以外の公共施設とかの展望というのがあったりするのであればお聞かせいただけたらなと思うのですけれども。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 展望と申しますか、実際、他市町村のシルバーでは、そういった業務をシルバーが担っているところが何か所かあるらしいのです。実際一般の企業、造園会社がやっているのではなく、シルバーがそういった公園管理をしているところが複数箇所あるというふうに向っております。ですから、宜野湾市から、今、私どもも本市から業務を受けている資源ごみ、また庁舎の清掃とか、庁舎周りの清掃だとかというのは、やっているのですが、会員が増えたときに、いざ、それだけの仕事量があるかというときに、ちょっと不安だなということがあって、少しでもいいから、各地域、普天間だったら普天間に1か所、上原だったら1か所、各地域に、この公園とここの公園はシルバーにお願いよというのがあればいいなということで、そういった、実際、2番のふんしんせせらぎ通りというのも、ちょっとした小川ですよ。そういった小川の除草作業とかがあればいいかな

ということで、うたっていることであります。あとは皆さん方が行政のほうでどういうふうを考えて仕事を増やしていただけるのかなということでございます。

先ほども第22号ですか、実際見積りも今やっていますよということをお伝えしたのですが、これがある程度、第22号がオーケーならば大変うれしいことだというふうを考えております。でも、行政も予算あつてのことですから、うちが見積りしたとおり、そのまま仕事をいただけるというふうには認識はしていないのですが、人数を減らしながら、単価も圧縮しながら、これだったらどうかという話は今後の展開になろうかというふうを考えております。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 1点だけお伺いしたいのですけれども、今回の陳情の中の2番のふんしんせせらぎ通りについてお伺いしたいのですけれども、これちょっと調べたら、平成4年度の30年前の話なのですが、総務省が何か表彰しているのです。維持管理について、市からシルバー人材センターへ管理委託しているというふうに表記されているのですけれども、前回の議会のときに当局の職員を呼んで確認したら、記録がなくて分からないというふうに言われたのです。現在のシルバー人材センターとしては、当時やっていたとかというような記録とか、御存じでしたらお願いしたいと思います。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 これについては業務委託を受けているのか、記録がもう、30年以上前のことで、ちょっと保存していない。ですけれども、これはあくまでも、うちの30年近くいる、職員から聞いた話で推測しますと、あのとき業務委託ではなく、何かボランティアで地域の方と融合しながら数回やったという話は聞きました。これが業務委託を受けて、たまにボランティアでやっていたのかという、記録があれば今答えられるのですけれども、聞いた話ではボランティアだったのではないのですかというお話でありました。大変申し訳ないです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。

1番と比較して、2番は個別具体的な話になっているので、そういった流れを覚えていらっしゃるの、こういうふうにならってきたのかなというふうに思ったのですけれども、ここを挙げた、2番に挙げた、ふんしんせせらぎ通りをあえてピックアップした何か思いとかあればお伺いしたいのですが。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 あくまでも個別具体的に一例を挙げることによって認識度が増していくのかなということで、これに載ったというふうに私は理解しております。ですから、三十数年前にそういったボランティア、実際、現在もボランティア活動はやってございます。博物館の通りを昨年10月でしたか、うちの会員50名余り出て、松の木は触らないで、下の下草の除草作業はきれいにやりましたし、本町通り、普天間小学校前もボランティアでやりましたし、ボランティア活動はそれ以外に資源ごみが、駐車をさせていただいている市民駐車場の収集車を置く、うちの会員が収集車に業務として乗り込む前に自分らが収集車の近くに止めているところの下草は、自分たちが仕事をいただいて車を置かせていただいているところをきれいにしようということで、この草刈りを定期的にボランティアとして、就業が終わって大体1時間ちょいぐらいは、A班、B班に分かれて、こっちからこっちまではA班、こっちからこちらはB班という形で、ボランティア活動はさせていただいております。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。さっきの質疑で終わるつもりだったのですが、今のお話を聞かせていただいたので、今おっしゃったボランティアの活動は市の担当とかも把握されているのですか。何か、あくまで自発的にやっているのか。ここで終わらせているのか。市もちゃんと把握してくれているのかというのが気になってですね。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 産業政策課係長、課長クラスには、こういうボランティア活動やっていますよということでお伝えはしてございます。うちの会員にも、年に2回ほど発行して、会員に対してのシルバーの会員報告、安全推進が発行するのが年2回、年4回の発行は周知をさせる意味で、写真を撮って載っているのはあります。それも定期的に行政側にも、これを上げたほうがいいよということで、今日帰りましたら伝えたいと思いますので、大変貴重な御意見ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 3番目の件で、市民広場の清掃作業の増員を要望いたしますということなのだけでも、その場合は予算が決まっています。結局、増やせば予算が増えるという状況なのか。それとも、予算が一緒で、また増やしたら何の意味もないような形で、これは思われる。その辺、ちょっと具体的な説明をお願いします。

○知名康司 委員長 桃原朗参考人。

○桃原朗 参考人 今、濱元委員からも御意見ありましたが、先ほど私が言ったように、やっぱり体がちょっと不自由な方も、実際就業入っている方が数名います。そういった方にも、働くことによって今の健康を維持する、また働く喜びというのも会員に行政からそういった仕事があれば助かりますよということを私言いましたけれども、そういったことを増やしていただければ、多少ごみ収集でも、そろそろごみ収集についてこれないねという会員の方が複数います。もっと若い年寄りというのですか、年の若い会員にそろそろバトンタッチしたらいきたいのですけれども、いや、自分はまだまだやりたいと言って、何とか引き止めるのも心苦しいようなこともあるのですが、そういった方が行政の仕事の市民広場とかあったら、こつこつ、こつこつやれるような作業があればありがたいなということでもあります。

あとは、ですから、本市の予算に限られると思うのですが、そういった高齢者の就労機会を増やしていただければありがたいという本当に要望であります。実際、私どもも民間の住宅からも結構、お庭が広い住宅には、うちのシルバーが行って草刈り作業をして、1日2人で行くと大体1万1,000円か2,000円ぐらい。これはあくまでも刈った草をごみ収集に出す場合は大体1万円弱か1万円を切る場合があります。ですけれども、刈った草とか木とか、重量が重くなればなるほど、中城に、近くにそういった草木を処分するところがあって、キロ80円取るのです。そういったのをお客さんが負担しないといけないので、市のごみ収集に出せば、これだけかからない。二、三千円かからないのと言うのですけれども、やっぱりきれいにしたい。これもついでに片づけてというのが大方市民の声です。中には、袋に詰めて、6袋まではOKということが縛りがあるので、これに詰めて置いておくねと言うのだけれども、これもついでに片づけて、その処分代も自分なんか払うよと言ってくれるお客様が結構多いです。

ですから、新年度にこっちの会費の改正がございまして、草刈り作業するまでに1日、先ほども申したとおり、6.5時間で大体5,600円から、新年度5,900円に上がります。大体1日6.5時間で計算すると。だから、約6,000円です。2人で計算すると六二、十二になりますので、1万2,000円ぐらいかかるから、今までは1

万円ちょっとだったのが、こんだけあがって来るので、市民も大変かなというふうに考えています。会員から上げてくれという要望でありました。そういうことであります。

○知名康司 委員長 ほかに。なかつたら進行してまいりますけれども、よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時58分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時00分)

○知名康司 委員長 審査中の陳情第22号、第23号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時00分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時11分)

【議題】

議案第16号 令和6年度宜野湾市水道事業会計予算

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第16号 令和6年度宜野湾市水道事業会計予算を再び議題といたします。

では、説明があるからです、上下水道局次長、お願いします。

○上下水道局次長 こんにちは。午前中ございました議案第16号に関して、宮城政司委員から、節水に関する取組についてどのようなことがされているかという質疑がございましたが、そのときに、ホームページの掲載とか、そういった説明をしたのですけれども、ちょっと説明不足かなというところがありましたので、改めて今、上下水道局で行っている取組について、少し付け加えて説明させていただきます。

まず、午前中も説明しましたが、市のホームページへの掲載、あと市の公式ラインでの節水の呼びかけ、あと市報3月号への掲載、あと行政運営連絡会議、これは部長級が集まる会議でございますが、その中で各部署、全職員に対する節水の協力依頼、あと本庁舎及び上下水道庁舎等への節水に関するリーフレットの掲示、あと上下水道局敷地内、国道330号側に節水に関するのぼり等も設置をしております。あと、また市内の大口需要者、これはサンエーとか、ホテルとか、大体28社ほどございますが、そこに戸別訪問して節水の協力要請も行っております。また、市内自治会への節水呼びかけのリーフレットの配布、あわせて教育委員会からは、市内小中学校教頭会において各学校での節水の協力の呼びかけ、あとクオーターミーティングにおいて、米軍普天間飛行場とキャンプ・フォスター、海軍病院の各司令官への節水の協力依頼、以上のことを、今、上下水道局として節水に関する取組を行っていることを付け加えて説明に代えさせていただきます。

○知名康司 委員長 審査中の議案第16号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。こ

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第8号 令和5年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第2号)

○知名康司 委員長 次に、議案第8号 令和5年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。まず、担当課より議案第8号についての趣旨説明をお願いいたします。上下水道局次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしくお願ひします。1点だけ教えてほしいのですけれども、災害救助法の補助率、補助割合は何割だったのでしょうか。

○知名康司 委員長 総務企画課担当技幹。

○総務企画課担当技幹 嶺井委員の御質疑にお答えいたします。今回、災害救助法適用の非常用飲料水袋なのですが、こちらに関しては補助率というものが決まっておりません。災害救助に係る事務要領に基づいて、こちらからしますと基準額については、給水または浄水に必要な機械器具の借り上げ、修繕費及び燃料費及び浄水に必要な薬品及び資材費、そのほか当該地域におけるの実費とすることとございまして、今回の非常用飲料水袋に使用しました6,000袋を計上しておりまして、こちらの実費分となつてございます。これにプラス事務費として、職員の時間外手当のほうが6万7,889円、約6万8,000円計上してございます。すみません。失礼しました。先ほど非常用飲料水袋に関しましては270万6,000円、合計いたしまして277万3,889円を計上してございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 ついでにもう一つ教えてください。6,000袋用意されていたということなのですが、ほとんどこれは上下水道局のほうで蓄えがあった袋ですか。

○知名康司 委員長 総務企画課担当技幹。

○総務企画課担当技幹 お答えいたします。今回6,000袋につきましては、上下水道局のほうで在庫として抱えていた数が5,000袋あったのですけれども、こちらでは補い切れない量になったものですから、他の市町村から借用しております。北谷町から3,000袋、浦添市から1,600袋、北中城村から1,000袋借用しておりまして、こちら合計しますと5,600袋を今回借用しておりまして、これにプラス400袋で6,000袋になるのですが、400袋に関しましては、これは上下水道局の備蓄分ということで、合計6,000袋を計上しております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 借用するということは、それを買って返したという認識でいいのでしょうか。

○知名康司 委員長 総務企画課担当技幹。

○総務企画課担当技幹 お答えいたします。今回借用した5,600袋分に関しましては、予備費を流用いたしまして新たに購入して返却したところでございます。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今、400袋は供給袋として備蓄として置いているということになると思うのですが、6,000袋購入して5,600袋返却。400袋あるのですが、災害が起きる前までは5,000袋置いているわけではないですか。備蓄していたわけで、残りまた5,000袋に持っていくように、また災害が起きたときのために5,000袋に持っていく場合というのは、これは上下水道局のほうでの予算でもって5,000袋をまた、要するに残り4,600袋を加えるのか。もしくは、また一般会計から補助を受けて、次年度なり、後年で受けて、5,000袋の備蓄をしていく予定なのか。その予算の出どころというところを教えてください。

○知名康司 委員長 総務企画課担当技幹。

○総務企画課担当技幹 御質疑にお答えいたします。これまで毎年500袋ないし1,000袋ずつ、上下水道局の予算、水道事業会計の予算で購入して備蓄しておりました。5,000袋に関しましては、非常用飲料水袋のほうですが、使用期限、飲料水に係る袋のものですから、使用期限が10年ございまして、これを一度に5,000袋購入してしまうと、この使用期限が切れてしまうと使用できなくなるものですから、毎年、おおむね500ないし1,000袋ずつ購入をしていると。この購入する費用については、水道事業会計から支出しております。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。今回、この対応、報道等もされて、非常に評価されたことだと思っているのですが、断水が起きて、そこからこの給付、供給をしていこうというふうな動きというのは、事前にそういった災害に対するマニュアルみたいなのがあって動いたのか。それとも、その都度判断されたのか。そのあたり伺ってもよろしいですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 今回、この市の一部が断水した案件に関しましては、今のところ、なかった案件のようでした。今回に関しては、防災マニュアル策定をしているのですが、その中にはそういった事案がなかったものですから、今回に関しては応急的に措置をしているような状況です。手順立ててやっているような感じではなくて、応急的にこうしてやっていったほうがいいのかということで、その場で対応してやっている感じになっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この給水をするという判断、根拠みたいなものがありますか。断水するというのが分かって、そうしたらこのエリアが断水というのは何世帯ぐらいあるみたいな計算が多分できたのかなと思うのです。それを考えたときに、その情報を把握すると、では、すぐにやらないと駄目だというふうな感じになったのか、そのあたり、もう少し掘り下げて、もし分かれば伺いたい。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 企業局から、この断水が宜野湾市のほうに送水できなくなったということで連絡があって、それから検討して、これについては一部に関してはほとんど断水になるということで、その場で判断した。根拠があったわけではなくて、断水するという事は生活に支障を来しますので、その場で判断して行動に移ったという形です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。その都度、判断されたということで、例えば今回、非常に大きな

規模でなかったとしても対応してもらえますよねという、ちょっとお願いというか。例えば物すごい一部に限定されたエリアで断水が起きたとしても、同じように対応してもらいたいという希望なのですけれども、そこは対応できる。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これが災害とか、こちらの起因するものであれば対応可能かと思えますけれども、よくあるのが、マンションとか停電しているからということでの一部建物、そういったところは管理会社をお願いしているような状況ですので、それはケース・バイ・ケースで。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 今回は袋で対応したと思うのですが、これは1世帯当たり上限があるというか、何個までとかという縛りはあるのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 まず、断水がいつまで続くか分からない状況がございまして、当初は5袋とか、短時間で終わるだろうという判断だったのですが、これが2日間にわたって断水したものですから、やはり全世帯に行き渡るように徐々に、最終的には1世帯2袋までとか、その都度、判断している状況です。決まっている袋数というのは現在ない状況です。その状況によって判断しております。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 2日間続いて、この袋自体は再利用できるものなのですか。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 先ほど技幹のほうからも話があったように、これは飲料水、衛生に関わるものですから、期限等もございまして、これは再利用するのに滅菌、殺菌やらないといけなくなるので、これは誰がやるか、個人ではできないはずなので、恐らく再利用ができない。やるとしたら経費がかかってくるのだと思います。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 では、ポリ容器を持ってきた住民が、もしかしたら居たかもしれないのですが、それも対応はしない。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 ポリ容器、御持参いただいた方にも給水を行いました。その辺は自己責任という形になってしまいますので、私たちが保管して配布する袋に関しては期限等もちゃんと守ってやっている袋を配布しているという形です。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 衛生面という兼ね合いでそういうふうになっていると思いますけれども、分かりました。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 それでは、審査中の議案第8号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後3時31分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後3時33分）

○知名康司 委員長 会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第31号 宜野湾市水道事業給水条例及び宜野湾市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、議案第31号 宜野湾市水道事業給水条例及び宜野湾市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。担当課より議案第31号について趣旨説明をよろしくお願いいたします。上下水道局次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしく申し上げます。資料をいただいたものの中から、2) 水道法の一部改正に伴う国における水道行政の事務権限移管の変更点について、水道整備の事務権限が厚労大臣から環境大臣に変わることなのですけれども、何か技術的に水の品質を保つ上で特に変わることではないですね。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 今回の法改正につきましては、権限移譲という形になってございますので、水質検査の項目に関しては改正はございませんので、影響はございません。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 ありがとうございます。次の水道整備・管理行政の事務以外のものに関する権限について、国土交通大臣に変更になることについて、何か逆にメリットとかが発生したり生じたりするのか、伺えたらなと思います。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 まず、水道施設の整備、管理が国交省の所管となることで、災害復旧の法律の補助対象となりえるということもございます。また、国交省に関しましては、下水道の事業で、こういったライフライン等の整備も行っていることから、そういった知見、社会資本整備の知見もございますので、機能強化に当たるといことでメリットはあるものと考えております。特にこちらの事務が変わることはございません。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 資料の1) の改正の背景なのですけれども、水道事業者の経営環境の悪化、老朽化・耐震化への対応、災害発生時の迅速な対応というふうに記載されて、それが背景にあるから法改正がされて、権限

を移管されていくということなのですけれども、権限を移管したことによって、この3つの背景が変わると
というようなイメージが私にはできないのですけれども、例えばこれが移管されたことによって、上下水道局
としては事務的な手続だったりとか、向こうから下りてくる、環境省から下りてくるもの、国交省から下り
てくるもの、今までのものとは違って、厚労省から下りてくるものとは違って、このスピード感が出てくる
とか、環境がよくなっていく、経営環境がよくなっていくというような、どのようなイメージをされている
のかなというふうに、改正の背景があまりイメージができないというようなところではあるのですけれども、
担当局として、移管することによってやりやすくなるねというようなものがあるのかどうか、あれば教えて
いただきたいです。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 先ほども少し御説明いたしましたけれども、国交省の所管になることで、災害復旧の法
律の補助対象になるというところがございます、また社会資本整備に関しましても、厚労省もいろいろ水
道のライフライン等の知見ございますが、国交省に関しても基盤強化のために、その知見を生かした国土交
通省の移管をすることによって、老朽管路などの整備に関してもそういうふうに出るのではないかとい
うふうを考えておりますが、ただ事務手続が変わることはございません。これから恐らく令和6年度からの変
更になりますので、これからの手続にこういった変更が出てくることはこれからだと思いますが、現時点で
事務手続が大きく変わることがないので、どういったところが、よくなるかってところは今のところ考え
ておりませんので、ちょっと回答が今のところできない。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしく申し上げます。1点だけ教えてください。この議案第31号、宜野湾市に、一部改正
ということで下りてきていると思うのですけれども、これは県も一緒ですよ。県の企業局。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これは水道法の一部改正になっていますので、県の企業局も水道法に基づいて水質調査
等やっております。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 もしよければなのですけれども、データでいただきたいのですけれども、移管される事業、
項目というのですか、今までやっていたものが、ここから、これは厚生労働省の事業で移行しました、これ
は環境省に移行しましたと、すみ分けが、事業ができているのであれば、そのすみ分けたデータ提供を、資
料をいただきたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○知名康司 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 水道技術管理者の資格等の要件等がございます、それは国土交通大臣及び環境大臣に
移管される。あと、水質調査は環境大臣に移管されるというような形になっておりまして、あと、整備に関
するものに関しては国土交通省。細かく、これがこれというすみ分けはないということです。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第31号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いた
いに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時50分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時55分)

○知名康司 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は3月5日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後3時55分)

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和6年3月5日（火） 2日目

午前10時00分 開議

午後 3時18分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

委員長	知名 康 司
委員	濱元 朝 晴
委員	下地 崇
委員	嶺井 拓 磨

副委員長	宮城 政 司
委員	又吉 亮
委員	宮城 優
/	/

○欠席委員（0名）

○説明員（15名）

総務部長 次	多和田 眞満
契約検査課 契約検査係長	我如古 誉幸
道路整備課 課長	高江洲 強
市街地整備課 課長	嶺井 実克
市街地整備課 計画担当技査	山本 直哉
市街地整備課 計画係技師	大城 すず香
市街地整備課 工事二係長	眞志喜 徹也
市街地整備課 換地係長	上江洲 智

契約検査課 課長	伊禮 理子
建設部長 次	城間 勝也
道路整備課 道路二係長	照喜名 一史
市街地整備課 計画係長	桐澤 秀明
市街地整備課 計画係主任主事	森永 穰英
市街地整備課 工事一係長	仲間 淳
市街地整備課 補償係長	狩俣 智昭
/	/

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主 事	又吉 竜希
-----	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第 7 号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
- (2) 議案第15号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算
- (3) 議案第32号 喜友名23号道路整備工事(2工区)請負契約の議決内容の一部変更について
- (4) 議案第33号 令和5年度西普天間住宅地区区画道路築造工事(3工区)請負契約について
- (5) 議案第34号 令和4年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(4工区)請負契約の議決内容の一部変更について

第455回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和6年3月5日（火）第2日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第7号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

○知名康司 委員長 議案第7号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。その前に、担当課より議案第7号について趣旨説明をお願いいたします。
建設部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。下地崇委員。

○下地崇 委員 11ページ、1款1項2目土地区画整理事業1億1,000万円の減ということで、この1億1,000万円というのはどういった用途に使われる予定だったのか、お聞かせください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 主に委託費、保留地処分金で充てるところなのですが、1億1,000万円、すごい大きな額なのですが、これは幾つかの委託がありまして、主な減額が環境アセスの自己評価が1億円余りの予算計上したのですが、プロポーザルで意見を募って、プロポーザルを図った業者さんが金額、すごい落としてきていて、執行残と言ったらあれなのですが、そういう4,300万円の、その委託料だけで4,300万円減になったのです。もう一つの大きなものは、現場技術業務、施工管理が4名予定していたのですが、予算、3名。1人は発注しない。それが3,300万円の減。4人充てようとしていたところ3名の予算というところ。これだけで7,000万円。もろもろ委託料の減額がありまして、総額1億1,000万円の減になったということです。以上です。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 物価高騰の影響等で賄えなくて、ちょっと繰越しになったのかなど。そういう事情を予想していたのですが、予想外のコスト減という、いい流れというか、費用が抑えられていく。

○市街地整備課長 そういうことです。抑えられたということです。

○下地崇 委員 以上です。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお祈いします。今の御説明に関してお伺いしたいのですが、環境アセスの件で、当初予定していた1億円から4,000万円が減額になったというところ。これはプロポーザルとおっしゃったのですが、入札というか、その金額で受注していたけれども、減額になったということですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 当初契約からの減ではなく、当初予定額がありまして、本来は価格競争ではないので、プロポーザル、企画提案を受けて、数社が、委員の皆さんに諮って決まるものなので、当初の、これですみますよという額が最初から4,300万円落としてきたということです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 当局としては1億円程度を見込んでいたけれども、実際提案してきたのが4,000万円低かったという意味ですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 すみません。予定価格もいろいろ調整した中で、予定価格が1億1,000万円ではなくて、現地での環境アセスの事務調査なので、数量、ある程度、県からの審査会の先生方との調整の中、これだけは減らしていいよとか、その測定を毎月やるところを2か月に1回しますよとか、現地調査、数量を減らしたり、そういう中で我々が積算した額と予定価格した額と、またプロポで提案していた額が、必ずしも4,300万円ではなくて、1億円計上していて、予定価格8,000万円ですら6,000万円ですみますよと。その差が4,000万円だったということです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。何社から提案があったのですか。その中で最も低かった、もしくはもっと低い会社もあったけれども、その提案を審査した中で一番よかった会社が結果的に金額がこの程度だったという事ですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 実はこれまで1社、指名競争入札、初めてプロポで令和5年度行ったのですけれども、これまで1社で指名競争入札やったのですけれども、今回プロポーザルを提案したところ、3社JVということでプロポーザルを企画、応募してきて、そのJVした1JVのみだったのです。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 当初予定していた額、審議会から、これやらなくていいよと減らしていった結果ということなのですが、その差はどのように理解しているのか。当局としては、もっとやるべきだったと思って、この金額を想定したわけですね。その分、本当に大丈夫なのかという、少し心配があります。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。事後調査というのは、区画整理事業がどんどん入って行って、自然を守る観点から、あまりにも改変しないよというのがプロポーザルの事後調査なのです。そういう中で、どんどん減ってくる中で、面積がどんどん、区画整理事業をする、毎年どんどん入っていく中で、面積がどんどん、自然というか、緑がなくなっていくというのはしようがないところで、面積をどんどん減らす中で、これまで同じような50.7ヘクタールの調査を図るということをやってきたので、もちろん審査会、県の先生方は、守る側と我々開発側との意見交換の中で、減らしてもいいよという、最低限というところで、今回減らすことに至って、また今年も、令和5年もどんどん開発していつているので、面積が減るのが当たり前で、また来年も減るという前提でお話ししていきたいなと思っています。

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 すみません。少し補足させていただくと、面積が減ってきているというところは、そのとおりではあるのですけれども、例えば動物だったり、植物だったりという調査を年間通してやるのですけれども、年間通してやるので、季節ごとの調査というのをやるのです。だから、春夏秋冬、4期やるのですけれども、それを各調査項目ごとに全部、年4回の調査を入れるとか、あとは水とか、騒音とかだったら、月に何回、毎年やるのか、毎月やるのかという、そういう調査の数量を少し見直したというところがございます。例えば植物とかでも、全部の種類、4期、フルで入るのではなくて、その種類ごとに、冬に確認しやすい植物とかもあったりするので、そのうちは年2回だったり、動物でも種類に応じて調査期間を分けるなどして、4期全部入るのではなくて、2期にしたり、3期にしたりという、少しずつ数量を減らすことで、そういう調査数量を少し抑えたというようなところはございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。2つ気になったのですけれども、先ほどおっしゃった開発側と環境を守る側という観点での話合い。開発側としては、どうしても自然がなくなってしまう、環境がなくなってしまう部分があるけれど致し方ないという部分があると思うのですけれども、環境を守りたい側は、できる限り環境を残していきたいという思いで話し合うわけではないですか。なのだけれども、結果的には環境を守るといって審議するほうが減らしていいよと言っているのが少し矛盾しているように感じたのです。というのが1点と。それを踏まえても問題ないですよと言ったということであれば問題ないと思うんですけど。

それと、もう一点が、面積だったり、今、係長おっしゃったように、頻度とか、タイミングとか、減らしたと思うのですけれども、それはもともと想定できる話かなと思ったのです。開発がどんどん進めば、最初環境を守る。自然の状況を守る対象が減ってくるというのが、ある意味、想定どおりではないですか。そうしたら、こういった環境をチェックして、アセスというの、想定どおり減っていったのかという思いなのですが、その辺は分かっていたのかなと思うのですけれども、今回、もしかしたら初めてだとしたら分からなかったかもしれないのですけれども、そうすると、この予算の組み方自体どうだったのかなというのがあって、この2点、見解を伺いたいと思います。

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 基本的には、その事業着手前にアセスの評価書という、この内容でやっていきますという図書を作るのですけれども、それに定めた内容に応じて、毎年、工事後も事後調査をしていくというのが基本ではあります。その項目でやっていけば、数量は、令和4年度までは年間1億円程度の調査費がかかって、事後調査やっていたのですけれども、やっぱりどうしても年間毎年1億円以上かかっていくというのは、なかなか負担も厳しいものがございますし、あとは事後調査を始めて、令和2年度からやっていますので、令和2、3、4年とやってきて、3年間やってきた状況というのが大分見えてきたところがございまして、そういった3年間の実績も踏まえて、令和5年度からは調査数量をフルでそのままやらなくても、現場の状況をきちんと年間通した確認ができるという数量を、その範囲の中で今数量を少し調整しているというところなんです。

アセスの審査会のほうから、この部分は減らしていいよというふうに向こうからあったというよりは、こちらからそういった費用を抑えるというところもありますし、減らしての現場の状況を確認できるという判断をこちらがして、そういう理由なので、減らしていきたいというふうには、こちらから提案した、そういう

ような状況です。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 10ページ、西普天間住宅地区土地区画整理事業（補助）についてなのですけれども、この事業自体の補助割合というのを教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 国庫補助、社会資本整備総合交付金なのですけれども、9割補助をいただいております。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この財源の組み方なのですけれども、補正の中で基金繰入れ、要するに530万円減にして、起債をしているのではないですか、610万円プラス。このバランスとといいますか、これは何かあるのですか。素人目で見ると、借金するよりは基金から繰り入れたほうがいいのではないかなと。繰り戻しをせずに使ったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、これは起債しなければならない理由があるのか、裏負担に関して。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 補正の5,500万円についての起債は10割充当ということで起債ということになっています。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この事業費5,577万5,000円のうちの裏負担分は全て起債をしなければならないということになるのでしょうか。

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 当初予算の組み方からもそうなのですけれども、補助対象の事業費があって、先ほど申し上げたように補助対象事業費の9割が国庫補助としていただいております。残りの1割のうち、当初予算の場合は残りの1割のうちの9割が起債を充てるという形で充てさせていただいて、そのさらに全事業費の1%は単費で賄うというような形での予算の組み方を通常しております。なるべく市の単費の持ち出しがないようにというところですね。単独事業費、国庫補助を充てない事業とかでは、保留地処分金とか充てて事業をしているのですけれども、国の補助対象につきましては、補助の裏負担の分には保留地処分金は充てられませんので、補助と起債と、その裏の市の単独費という形でやっているのがまず原則です。

今回の補正予算に関しましては、事業費約6,100万円の増で、その9割で5,500万円が国費なのですけれども、今回の補正予算のメニューが国土強靱化に関するメニューということで、補正予算いただいているのですけれども、その補正予算については、補助の裏負担分の起債が9割ではなくて100%起債を充てられるということですので、今回の6,100万円増額した分のうち、補助が5,500万円と残りの600万円は100%起債を充てているというようなところです。

ちょっとすみません。工事請負費で5,700万円の増になっているのは、今6,100万円と言ったところと少し差があるのですけれども、補助対象の中で少し工事費から委託費のほうに回して使っている分とかもあるので、その分、ちょっと丸々の増額にはなっていないというようなところになっています。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 当初予算の中では、この事業というのは9割の補助を受けて、裏負担のほうに1割の起債充当が90%、残りを持ち出し分。起債ではなく、基金なり一般財源を入れて、ただ今回、補正に関しては、この事業費の9割を補助して、残りの1割の裏負担分に関しては100%充当ができるという兼ね合いで、トータル的に当初予算から補正やった、増減をさせた中での、その中で基金に対して繰り戻しができるということになったということなのですか。今の話を、ちょっと今頭の中で組み替えながらやったのですけれども。

あと一つ気になったのが、6,100万円の事業費というのはどこの数字のことを言っているのかなという。

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 6,100万円の話は、すみません、ちょっとややこしくなってしまうのですが、本来補正分として要求している分、増額分は5,500万円が国費として配分いただいているので、それを9割で割り戻した6,111万2,000円というのが補助対象事業費なのですけれども、そのうち、その6,100万円が実際工事費として増額要求している分であるのですけれども、もともと当初配分されたところから委託費で使う分と工事費で使う分との配分を少し変えているものですから、予算上、ここに直接6,100万円がつくわけにはなっていないというところがあります。

○又吉亮 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 すみません。追加で少し確認させてください。同じページの1款1項建設事業費のところ、工事請負費の内示増という部分、御説明いただいたと思うのですけれども、もう少し詳しく説明いただけますか。この5,742万1,000円の金額の内容。すみません。内示増ではなかったでしたか。先ほど。

(「内示増ではなくて補正」という者あり)

○宮城政司 委員 すみません。僕の聞き違いだったかもしれないのですけれども、この金額の説明をお願いします。10ページです。

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 すみません。先ほど又吉亮委員にお話ししたところと同じ内容ではあるのですけれども、補正増、国費対象で要求させてもらった分というのが、国費で5,500万円増額要望しているのですけれども、先ほど申しあげましたように、その国費の9割で割り戻した補助対象事業費というのが6,111万2,000円という金額になるのですけれども、そこから丸々その金額が補正の増額になっていないのは、この5,742万1,000円ということで、360万円余りについては委託費のほうで当初に配分された国費の割当てを360万円分、委託費のほうに持って行って使うことにしたわけです。なので、工事費のほうではその6,100万円から、その360万円委託費に持っていったのを差し引いて、必要な工事費として、予算の増額が必要な額として5,742万1,000円を要望させてもらったというような形になっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そこの財源の仕組みというか、御説明いただいたと思っているのですけれども、実際工事を請け負う費用が上がったというか、という意味に入っているのですか。対象工事は何か増えたということですか。そのあたりの説明を併せていただけると少し…。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 昨年11月に国のほうで補正、もっと前倒しで追加して、琉大開院開学までに間に合わせるために、5,500万円、増額要求を、補正予算を行うんですけど、要望した額がこの額でして、令和6年度予定していた工事を令和5年度にやるため、もう3月議会になってしまったのですけれども、一日でも早く令和6年度予定している工事を前倒しにするための増額要求でした。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。そこなのですけれども、もう3月ではないですか。その年度内になるべく早くというお気持ちもすごく分かるのですけれども、せっかくこういうふうにいるいろいろ対応して予算を取ってくれてやってくれているのに、結果、繰越しになってしまわないかなという、そこはうまくいつているのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 これは繰越しは前提で国のほうにも要望していますので、4月からスタート、新年度予算。我々も本当に一日でも早く工事をしたいという思いで今回要望して3月議会に上程しているところです。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第7号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時32分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時33分)

【議題】

議案第15号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算

○知名康司 委員長 次に、議案第15号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。担当課より議案第15号についての趣旨説明を求めます。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 保留地処分の10億円なのですけれども、これはめどが立っているのか。予定はしているということだったので、令和6年度中に処分できたらいいなのか。もしくは1ヘクタール、めどが立っているのかどうか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 昨年より公募をかけまして、今1社公募をかけまして、これは市の企業立地検討委員会に諮ることになっています。公募をかけて、締切りは昨年で終わっているのですが、1社申込みがありまし

て、今月、来週が期限で、企画提案書を提出していただいて、それから企業立地検討委員会、有識者も含めて、構成委員の方々に諮ってもらって決定する予定になっております。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 質問というか、もしかしたら資料で出していただければと思うのですが、14ページ、最初のところなので、1款1項2目の建設事業費の中に01と02の説明があるので、かなり大きな金額、もちろんこれだけ大きな土地の区画整理なので、金額がこういうふうになるのは分かるのですが、何がされようとしているか、ちょっと見えないので、細かな部分というのは、もちろん我々が理解できない部分あるかもしれないのですが、新年度予算、1年間かけてこういう部分、例えば道路だとか、この土地の区画整理とか、大きな概要でいいので、どういう計画をしているのか。こういった部分を今年度で完成させようとしているのか、こういったことをしようとしているというような分かる資料というのがあれば、もう既に出されていたら、あればぜひ見せていただきたい。

(「休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時41分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時42分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 本年度、本当に開院開学が令和6年、開学が6年度中にされるので、本当に今年度がピーク、今年度、来年度ピークになるところです。政司委員言われる、地図に今年度予定箇所、少し色塗りして、幹線道路やりますよ、区画道路はどこにしますということは、資料として提出したいと思います。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 さっきの保留地処分の話なので、この保留地処分価格10億6,000万円余りというのは、こちらで設定した額に対して、公募をかけてそこにきたのか。もしくは、公募をかけた後に土地の購入をしたいと企業が来て、その中で10億円になっていったのか。10億6,000万円になったのかというのをお聞かせください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 価格は保留地どこも、宇地泊も佐真下も含めて、区画整理事業で一般保留地にするにしても、不動産鑑定を入れて、それに基づいて算出した額でありまして、我々が設定した額ではないです。今回のものも、公募をかけて、その金額をもちろん明示した中で、諸条件もいろいろあるのですが、そういう中で公募をかけたところです。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 当初、この1ヘクタールに関しては、保留地処分の予定額12億円ほど、12億4,000万円あった額なんですけれども、その当時よりも1億8,000万円下がった額なので、その当初の保留地処分額の、不動産鑑定士のほうで見てもらった金額であったのかどうか、教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 1億2,000万円は、通常更地で平ら地という条件で予算鑑定はされて、それからいろいろ諸条件で減価されていくのですけれども、もともと12億円余りあった、その額から不動産鑑定をさらに、時点修正等もあって、過去に不動産鑑定をいれているので、時点修正と、またさらに減価、斜面地、面積は1ヘクタールあるのですけれども、有効な平地がほとんど、半分以上斜面地なので、2割減価されている額が10億円ということになっていて、それを提示しています。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 1点だけ。歳出から、14ページ、1款1項2目国庫補助金で、先ほどの9億円が起債されて、工事請負費、繰入金、市債、事業債という事で9億9,485万1,000円ですか、その下、01、10億1,276万3,000円、これは補助になっていて、02が西普天間住宅地区区画整理事業、これで単独で4億8,600万円余り計上になっているのですけれども、分からないので、ちょっと教えてほしいのですけれども、通常9割負担ということで、こっちの本市の持ち出しになるようなところの観点からの事業費だと思うのですけれども、4億8,600万円という金額がちょっと大きいかなと感じるのですが、その計上についての説明をお願いいたします。

(「休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時47分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時48分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 先ほど、補助対象額が10億円、下地崇議員言われる単独の4億円のものというのは補助対象外の、幹線道路から補助対象なんですけど西普天間線という大きい道路、区画道路については補助対象外になっております。それを保留地処分金を活用して整備に充てるというところです。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 すみません。もう一回、保留地処分について、少し整理でき始めてきたので、当初12億4,500万円、3年前ですか、2年前ですか、出したときに、琉大のほうに関連機関なのか、琉大のほうですか、この1ヘクタールを処分、購入してもらうというところで折り合いがつかずというところだったはずなのです。その当時、公募をかけて琉大が来たのか。公募をかけずに、琉大のほうで購入しますよとなっていたのか。その当時、不動産鑑定を行い12億円という数字を出していたら、例えばこの土地で12億円は出せないよねとなって、ただ、今回出ている保留地処分という10億円の、斜面地なので、10億円となった場合には、琉大が購入できたのかなとか思ったりしたのです。

そこで気になってくるのが、公募をかけて応募が来た企業というのは、琉大に関する関係機関なのかというところ、ちょっと気になるのです。全く別の企業が来て、医療機関に関わるような施設だったりとかだったらいいのですけれども、それと少しちょっとそぐわないようなものであった場合に、琉大側との、当初は12億円ですとかというところまで、その話が流れてしまったというところもあったので、その関係性がちょっと気になってきたというところであるわけです。その辺、御説明いただけますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 当時3年前には、もちろんおっしゃるように琉大が取得予定という、大分前からトータ

ル、当時も来るということになったときから、28ヘクタール、琉大、欲しいというのがあったのですが、だんだん、先行取得も、目標面積に達していない理由もあるのですが、今回この土地は琉大のほうが、斜面地でもあるし、有効活用がなかなかできないので、金額では、琉大は利用価値といいますか……

(「土地の形状」という者あり)

○市街地整備課長 そうですね。それを踏まえて、購入しませんという形になっていますので、それから市は動き出して、保留地、公募をかけて、保留地処分金というのは事業費に充てないといけないので、それで市が動いた形になっています。

今回、琉大関連が来るかというところなのですが、我々公募条件で、必ずしも琉大と連携する施設ということではなくて、医療拠点に即した補完する形の企業さんなり建物、活用方法を公募条件に入れていきます。もちろん全てが医療拠点に即する施設となると、採算とか、一般企業なので、そういうところであまり縛りがちがちにしてしまうと、10億円プラス建物とか、いろいろ加味すると何十億円とかかかってしまうので、あまり縛りをかけるとよくないので、健康に即した施設を何らかの形で入れてくださいということは提示はしていて、企画提案が今後出てくることになるので、それを企業立地検討委員会の皆さんに諮っていただくということです。

前提は保留地、これまでの市有地を売却するための企業立地検討委員会ではなくて、我々、保留地というのはそもそも地権者が減歩した形の保留地、生み出した土地なので、我々はその売却、処分額が事業費、工事に充てる事業費になっているので、その辺は少しこれまでと違うのかなとは思っています。以上です。

○知名康司 委員長 ほかになければ進めてまいります。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第15号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時53分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時57分)

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前10時57分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第32号 喜友名23号道路整備工事(2工区)請負契約の議決内容の一部変更について

○知名康司 委員長 議案第32号 喜友名23号道路整備工事(2工区)請負契約の議決内容の一部変更についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。その前に、担当課より議案第32号についての趣旨説明をお願いいたします。総務部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしく申し上げます。480万400円上乘せという形だと思うのですが、これは価格高騰によるものですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおり、業者のほうから申請があった日を基準日として、それ以前に購入した材料費のほう、そこら辺が高騰があって、そのための金額になっております。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の宮城委員が伺った物価高騰に伴う増額と聞いたのですが、これは鉄筋ということが書かれているのだけれども、それだけでいいのですか。ちょっとその辺、説明していただきたい。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 該当する項目としては材料費のほうです。燃料だったり、工事の材料だったり、その辺が該当します。業者のほうからは鉄筋ということで申出があって、それについての上昇分になります。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今のこっちは鉄筋ということが書いてあるのだけれども、もっと色々なものも合わせて鉄筋という形で出してあるということに理解していいですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今回は鉄筋のみです。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 では、今回の480万400円は鉄筋だけの金額を入れてあると理解してよろしいですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおりでございます。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしく申し上げます。先ほど次長から御説明で、合計で5,000万円を超えたので、今回この金額ではあるが、議会にということでお話があったと思っているのですが、これまで最初の入札から何回変更があったかというのはわかりますか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 合計で3回でございます。1回目については令和5年3月末に工期を変更しております。2回目については、今議会の報告があった金額、積算のほうの変更となっております。今回が3回目になります。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 条例等もあるので、変更が認められていると思うのですが、トータルの金額からす

ると、やはり480万円、比較すると小さな額かと思うのですけれども、実際480万円が小さいと言っているわけではないのですけれども、ある程度、そういった増減というのは業者も変動を見込んだ上で入札されるものなのかなと思っているのですけれども、それでもこういった変更というのは出てくるものなのですか。例えば業者負担でこういったものを改良するとかというのはないのか。かなりかつかつでやっているのか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 当初の令和4年に契約をして、そこから物価のほうを上昇していて、その上昇に合わせて業者のほうから請求があったところでございます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 例えばなのですけれども、こういった物価の上昇を想定した上で、そういった変更をしないでやれますよという業者が入札をしても、多分そこは負けるのです。取れないのです。すみません。うまく言えているか分からないのですけれども、こういった変更を前提とした業者が低く入札価格を出してきたら取れる。このあたり何かうまく、もう致し方ないことなのかもしれないのですけれども、何回も追加変更があるというのは、本当に健全なのかなというふうに考えてしまうのですけれども、何か見解とかあればお伺いしたいです。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 当初、低い金額で落札した場合、こちらの設計額、そことの差が出てきます。それを100%のものではなくて、この請負比率を掛けて若干の差が出てきますので、そこでの契約になります。

あと、約款の方にも、こういった案件は該当しますよということで、記載のほうはしております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ちょっと質疑と回答がうまくかみ合っていないのですが、入札のときは、そういった物価上昇というところのように協議されていますか。どの程度想定されていますか。分からないものなのですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 実際の県とか国が出している当時の単価で、まず設計書をはじめ入札のほうをします。それから、上昇なのか、下がるのかは分かってはおりません。約款に基づいて業者からの請求があって、この上昇分をこちらのほうでチェックをして、今回の金額になっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 とても難しいことだと思うのですけれども、何か今の制度だと、こういったやり方になっていくのかなというふうに理解してます。

あと一点、ちょっと全然別の観点なのですけれども、66ページの協議書の中に工期に関する令和6年3月29日までと書いてあります。今月中ということですか。これは間に合う、大丈夫ですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 実際、間に合います。繰越しの手続も行ってはおりません。

○宮城政司 委員 分かりました。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 すみません。お願いします。工事内容協議書のところなのですけれども、最後、下のほうに、物価の上昇に伴う単品スライド（鉄筋）による増額とあるのですけれども、物価上昇がということだっ

たのですが、この物価上昇、基準は何をもって基準にして、それを増額したのかというのを知りたいのですけれども。

○知名康司 委員長 道路二係長。

○道路整備課道路二係長 この単品スライドの価格ですね。積算方法としては、まず業者が実際購入した、市のほうで契約時に、積算した単価ですね。その差額を今回業者のほうに増額分として払う形になります。

(何事かいう者あり)

○道路整備課道路二係長 そうですね。業者さんが買ったときの単価で、市のほうは契約。その差額に…。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 補足ですが、当初の単価より上昇しています。それで業者から修正があつて、それをチェックをやらないといけないので、そのうちの基準として、業者からこちら7月3日に提出しておりますので、国、県が出している単価表を基に妥当だなということで契約が始まるわけです。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 その国と県の単価表は毎月更新されているものなのですか。

○知名康司 委員長 道路二係長。

○道路整備課道路二係長 県の単価表につきましては、毎月というよりも、年に4回変わります。あとは毎月、市販で売られている積算物価本ですね、ああいったのを基に積算しております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 そうすると、7月に、さっき何か業者から依頼、見積りというか、いただいているということは、その7月時点でのその単価表に合わせて金額を合わせたという認識でいいですか。

○知名康司 委員長 道路二係長。

○道路整備課道路二係長 はい、そういうことになります。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 すみません。確認なのですが、今回のこの喜友名23号道路整備工事(2工区)というのは、別の資料で申し訳ないのですが、どのあたりかというのを教えていただけますか。今の資料ではないのですけれども。

(「議案書のほう」という者あり)

○宮城政司 委員 議案書にあります。資料で配られています。ごめんなさい。ちょっと。

(「コピーで」という者あり)

○宮城政司 委員 すみません。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 もう一点だけ教えてほしいのですが、7月にその業者から見積書が上がってきたということですが、その7月が3月議会になった理由は何かあるのですか。今回契約が3月になった理由。正直なところ、12月でもできたのではないかなとか思ったりするのですけれども、空いている期間、何か特に理由とかありますか。

○知名康司 委員長 道路二係長。

○道路整備課道路二係長 業者のほうから7月にいただいたのですけれども、この時点で残工事のスライド

した金額をはじかないといけないのですけれども、このときに最終が数量、そこまでどうかという、精算で数量まで決めてやるために、どうしても工事の終了まで時間がかかるという状況になりました。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 工事の終盤まで分からなかったのが、今回の3月議会へ諮るような形になったということですか。

○知名康司 委員長 道路二係長。

○道路整備課道路二係長 そういうことになります。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 すみません。この喜友名23号の道路整備の進捗状況の資料をいただいてもよろしいですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 一応今月いっぱい、この23号の2工区については終了です。ほぼ100%近い数字。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 この契約金額が変わる金額で終わるといふ。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 委員がおっしゃるとおり最終の精算の金額になります。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 鉄筋の価格高騰で4月の市場単価の積算が大分上がっているからということですが、この違い。上がった分の計算、鉄筋の数量と、この重量単価等でのこの当初の予定と上がった分の実際の変化した何か資料みたいなのをいただきたいと思うのですけれども、可能ですか。

○知名康司 委員長 道路整備課長。

○道路整備課長 今おっしゃったのは、業者が提出した数量なり本数なりを知りたいという事でしょうか。

○下地崇 委員 物価上昇、市場単価ごとに積算しているはずなので、その上がった単価がどれくらい上がったからこれくらいという、この480万円という結果になっているはずなので、その計算する根拠みたいな積算の資料。

○知名康司 委員長 道路二係長。

○道路整備課道路二係長 こちら確認して提出させていただきます。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 ほかになければ進行してまいります。

審査中の議案第32号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時24分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時26分)

【議題】

議案第33号 令和5年度西普天間住宅地区区画道路築造工事（3工区）請負契約について

○知名康司 委員長 次に、議案第33号 令和5年度西普天間住宅地区区画道路築造工事（3工区）請負契約についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。担当課より議案第33号について趣旨説明をお願いいたします。総務部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしくお願ひします。この契約は、これからやる契約ということだと思ひのすけれども、先ほどの議案でもお話をしたのですが、物価高騰で金額が上がつていくのが、最近、よく見受けられるのですけれども、これもまたそういう可能性もあるのかなど。その可能性はあるのか、ないのか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 道路工事、先ほどの23号、どういった回答をしたか存じ上げませんが、今回の工事については、年度内の発注を行いまして、3月議会で仮契約。本契約まで予定になっています。今後、もちろん今こういった人件費も資材も上がつていっているんで、その辺、契約時もしくは精算時における価格を反映させて設計書を作成して、変更契約をすることになるかと思ひます。以上です。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 そういう見込みもあると。価格が上がつていく、変動があるというふうな認識でいいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そういうことで認識はしております。今の社会情勢を鑑みて、そういうことになれば変更契約をしますし、そういうことになります。以上です。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 上がつていくのはよく見受けられる。下がるということもあるのですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 そうですね。実際はスライドというのは、上がるだけが適用される制度ではなくて、下がる場合にもあります。その場合はもちろんなのですが、こちらの負担が落ちるといふか、高く払い過ぎるといふことがありますので、そういった場合はこちらから打合せといふか、発議して、協議して、落ちるといふパターンもあるのですけれども、聞いたことがない。そういったことになったといふ事例は今まで聞いたことはないです。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今回、道路築造工事、3工区といふことで、先ほど委員のみんなに資料を渡したと思ひけど、これはどの辺なのか、ちょっと。

（何事かいう者あり）

○総務部次長 これは提案の際に全議員に配付している資料です。

（何事かいう者あり）

○総務部次長 そうです。

○濱元朝晴 委員 これから見るとどの辺になるのですか。

(何事かいう者あり)

○濱元朝晴 委員 道路のほうですよ、今回は。

○知名康司 委員長 道路二係長。

○道路整備課道路二係長 すみません。この説明資料を元に、ちょっと工事の概要というのを、位置関係、説明したいと思います。

説明資料の下半分が航空写真のものになっている資料を御覧ください。赤で書かれている箇所というのが今回の工事箇所になるのですけれども、工事概要としましては、土工事、土の盛土だったり、切土だったり、この箇所ですね。それと、あとは階段工。道路工事とは言っているのですけれども、階段の道路に当たります。

その次のページにも平面図としてありますが、土工平面図というのと階段工の平面縦断図という形で、こういう形で、面的にちょっと大きいのですけれども、道路としては階段の部分の工事、あとは、そのほかの部分も土工事として含めてはおります。というところです。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 この契約書のあれ見たら、道路構造という事で、道だけかなと思ったら階段も工事に入るということですね。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 階段工とうたっているのですけれども、区画道路ではあるのです。市道認定もされていて、歩行者専用道路ということで市道認定を受けています。そういうことで区画道路ということで工事名称になります。以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 念のため質疑させていただきたいのですけれども、68ページの入札者及び入札結果一覧表を見ていくと、入札された会社と最低制限価格が214円の差なのです。物すごいぎりぎりを持ってきたなという感覚です。もう一点、入札、惜しくもできなかったんですけど、2番目の会社という、入札された会社から289円くらいプラスで、この1億5,000万円ぐらいの入札に当たって、物すごい小さな差で勝負されていて、ある意味、とても理想的というか、競争が行われたのかなと思える反面ですね、よくこんなに最低入札価格に近づいたなという驚きがあって、すみません、絶対ないとは思っているのですけれども、最低制限価格の漏れというのはあり得ないですよ、念のための確認させてもらいます。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 もちろんあってはならない、漏れというのはまずあり得ない話です。あと、すごい競争している。今、このぐらいのクラスの工事は、すごい魅力的な工事で、また西普天間という土地で非常にやりやすいという部分も聞いています。なので、今、技術者、民間の土木屋さんも、積算能力がすごい方がいらっちゃって、すごい競争しているということを見受けられます。感じていますので、お互い競争して、本当に取りにいつているなという感じはしています。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。先ほどの話からすると、物価上昇とかあるのですけれども、材料費とかというのは、県や国から、こういうものはこういう金額だという、材料だけでなく、人件費とかにしてもある程度積算の根拠というのが出されて、年に4回出されている。そこで、大きな差はつかないのかなど。各企業が出してくる根拠が一緒だったら、やる工事と同じだったら、大きな差は出てこないかなと思うのですけれども、差が出てくるとしたら、すみません、ちょっと脱線するかもしれないのですけれども、どういったところが差が出るか、何か分かりやすい例えでもあったら伺いたいのですけれども。

知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 やっぱり抱えている、Aクラスなので、抱えている協力業者だったり、また資材、コンクリート二次製品だとすると、幾つもある中で見積もって、大量に使うから下げてくれとか、そういった本当に下請なり、また資材屋さんをどれを選定するかというものによると。一番協力業者ではないかなと思います。以上です。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 70ページなのですけれども、工期のスタートが書いていないのですけれども、いつからですか。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 お答えします。工期については、契約締結日の翌日からスタートということになります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 議会で議決されて、契約締結日というのは、今回この議案、中間表決されるのですけれども、大体めどとしては、議会議決された後に何日後ぐらいに工期としてスタートというあれになっていくのか、教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 採決を受けて認められた後、1週間をめどに、業者さんから出していただく資料等もあるので、それを踏まえて、契約検査課のほうで契約で、契約の翌日から工期になります。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ちょっと気になったのが、この事業が令和5年度と頭についているので、工期のスタートが令和5年度中でないと、多分この事業名としては成り立たないのだろうなというふうに思ったものですから、だから中間表決なのかなと思ったのですけれども、向こうから出してもらう資料と、あるとなつて、仮にそれが間に合わないとか、資料がそろわないとなった場合の年度内にこの工期のスタート、要するに契約締結に至らなかった場合、令和6年度になった場合は、工事名の変更だけで済むのか。例えば、そもそも事業が変わるので、どこまで変わっていくのかというのをちょっと教えていただきたい。

知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 工事名は建設のほうで、特段令和何年度ということではないのですけれども、こちらの、たくさん発注、多く発注するので、予算の、令和5年度予算なので令和5年度3工区という形。本当に極端な話、資料等が遅れて4月2日とかになったとしても、予算が令和5年度予算なので、整備として、またいろんな国、県に対して報告する上で、令和5年度というような位置づけです。以上です。

○又吉亮 委員 分かりました。

○知名康司 委員長 ほかに。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 これはちょっと意見を聞きたいのですけれども、基本的に公共工事というのは指名競争入札ではないですか。プロポーザル入札とかという、別の入札方法とかというのは考えたことあったりするのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 市街地整備課からお話をすると、一般的な土木工事なので、特に企画提案とかを受けて何々をするよということではなく、構造物を、もしくは土工、のり面形成とか、そういうことをやるので、どこの業者がやったとしても、市内業者、どこがやったとしても同じものを造らないといけない。なので、特にプロポーザル、のり面45度で設計してやったとして、私たちは60度でいいよということにもならないので、プロポーザルには適さないと、僕個人に限って、という考えです。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。ありがとうございます。例えばですけれども、さっき言った物価高騰分をもともと含みますとか、建設労働者の労務見積り宣言をしている業者としかやらないですとかというのを含めたとなると、それはそれで、やっぱりいいことだなと思うので、特にそれに対して返答は求めないので。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 その辺だと、工事完了後、うちが評定をつけて、ある程度、点数を取ると表彰、次年度なのですけれども、表彰制度もあるので、それで評価されるようになると思います。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 表彰制度というのは、どういう特典があるのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 もちろん工事は検査があって、検査に基づいて評価する。もちろん駄目だったら駄目で、取り壊してやり直しということもあり得ます。なのですけれども、工事が合格して評定して、80点以上の評定を受けると、我々推薦できる、推薦を受けて、総務部のほうで審査を諮って、次年度、優良業者として表彰制度が設けられています。今年度もありますし、毎年あります。土木建築。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 優良業者になると、表彰は分かったのですけれども、例えばですけれども、優遇されるものがあるのかというのはあったりするのですか。そういったものは特になし…。

○知名康司 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 表彰を受けることで名誉にはなっているのですが、優先して指名されるとか、そういった優遇的なものはないです。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第33号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時48分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時53分)

【議題】

議案第34号 令和4年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(4工区)請負契約の議決内容の一部変更について

○知名康司 委員長 次に、議案第34号 令和4年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事(4工区)請負契約の議決内容の一部変更についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。担当課から議案第34号の趣旨説明をお願いいたします。総務部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 これ金額が4,500万円、さっきのは480万円の物価高でという回答だったのですが、今回は物価高ではなく、工事が新しく追加されたのか、何か変更されたのか、75ページの記事の方を見ていると、そんなふう感じて、教えてもらっていいですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 75ページの変更協議書と、後ろに添付している説明資料など、変更協議書で最も増額となった一つなのですが、変更協議書の一番下の記事というところに書かれてある一番下の段の下の行の地盤改良工の使用材料、数量、改良剤添加料について、現場状況、室内試験結果に基づき実施数量に変更するというので、地盤改良の工事が大きく変更になったということです。増額の変更になったということです。これはスライドとかではないのですが、添付している説明資料、写真をつけている説明資料の2枚目ですか、裏面、そこの下段の写真2枚、置かれている地盤改良状況の写真なのですが、実際現場というのは擁壁の工事を設置するに当たって、地面のほうは軟弱な地盤となっていて、それが想定よりも軟らかい土でした。そこで、地盤改良工事をするのですが、普通セメントを投入して、この写真のように攪拌させて、地面を固めるというような作業になるのですが、その固める性質というか、土質、土の性質上、セメントで添加するよりも特殊な改良剤というものを使わないと効果が出にくいという状況だったので、その材料を変えて、また数量も変わって、その辺の変更が大きく金額に反映されているということです。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 では、これは作業をしながら分かってきたという、作業しないと分からなかった部分という認識でいいですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 おっしゃるとおりです。一応最初から軟らかい土だというのは、工事に入る前から、設計の段階でボーリング調査をして分かってはいたのですが、それをどれぐらいの改良剤を入れるかというのは、やはり工事に入っていないと分からなかったということです。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 同じく75ページ記事の下の段の真ん中、施工の支障となる既設水路の切り回し作業ということで、作業の追加ということなものですから、そもそも設計に入っていなかったのが新しく施工が追加になったという認識ですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 これは当初から入ってはいませんでした。先ほどの写真御覧になっていただきたいのですが、写真というか、説明資料の2ページ目の、今度は上の部分の写真になるのですが、ここは擁壁を建てる手前のほうは大きな池になっていて、これは沈殿池とって、西普天間地区の大雨の赤水を外に出さないための対策された水となっています。この赤水対策用の沈殿池と言われる池の放流先がちょっと計画と変わっていて、工事をやっている最中で変わったものですから、切り回す必要があったということで、この写真で見える、細かいですが、白いのが、こちらがコンクリートの水路になっていて、ある程度、この沈殿池の雨の水がたまってきたら、上水から外に排出されるような形で切り回す必要が、今回の工事で急遽出てきたということで追加作業となっております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 さっきの話の続きなのですが、赤土でしたか。

(「はい」という者あり)

○嶺井拓磨 委員 ということは、上水を取っていくということは、その上の部分は土が混ざっていない状態。だんだん、だんだんやっていると、土がやっぱり重なってくる。その重なってきた場合、その上水を出す部分に水位が達した場合、土が達した場合、どういうふうにしていくのですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 基本的な考え方は、沈殿池から、水の濁度を計って、その県が決められている濁度の基準があるので、それ以下になっているという落ち着いたところでポンプアップして流す。なので、そもそも上水が上がり過ぎて出ていってしまうということがないようにします。ある程度、雨が降って、時間がたって、濁度を計ってポンプアップして出す。出していったら、今度は水がなくなっていくので、先ほどおっしゃった沈殿された土を取って、また使えるようにするという形です。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 75ページの協議書、一番下の記事があるところで、先ほどの御説明で、一番下の地盤改良工が一番割合が高かったとおっしゃったと思うのですが、この3つ、どれぐらいの割合かというのが分かれば教えていただきたいのですが。

(「休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時03分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時05分)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 上から3つ、直接工事費、これに諸経費とか消費税がかかりますけれども、今、現時点で

調べた限りでは、一番上が200万円マイナス、減で、施設排水路の切り回しがプラス360万円、最後の地盤改良が2,800万円の増額。これに諸経費、管理費がついたり消費税がついて、4,500万円の今回の変更契約ということになります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。先ほど係長の説明で、この地盤というのはボーリング調査を事前にしていて、どれぐらいの量になるか分からないけれども、地盤改良がある程度見えてきたというふうに聞こえたのですが、それと先ほどおっしゃった水路の切り回しが変わった結果、この工事が必要だったように聞こえたので、そのあたりがちょっと僕の中でうまく理解ができなくて、すみません、説明をしていただきまして。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 ちょっと、どう説明したらいいかですけれども、まず切り回しをしようとした水路の原因となった沈殿池。沈殿池というのは、当初から工事に入る前からありました。一番下流側なので、ここでためるという池があって、その外周を擁壁工事をしていくという、今回の工事なのですけれども、この沈殿池を流す放流口というのが、ちょうどその擁壁工事のところに当たってくる箇所なのです。それで、切り回しが必要にはなっていたのですけれども、実はその切り回しをする工事は別途の工事でやろうとしていたのです。その擁壁工事が始まる前に付け替えるという考え方でいたのですけれども、ちょっとその別途で発注する工事がタイミングが合わなくて、それで擁壁工事に追加してやったということで、直接地盤改良とは関連はしていないのですけれども、先に水路を付け替えして、それから地盤改良の工事して、土を固くして擁壁を立ち上げていったというような経緯があります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。この地盤改良というのは、擁壁を造るとき、積み重ねていく前に、行われているのですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 そうです。もともと今回の工事は擁壁工事がメインでして、その擁壁を設置する、相当大きい、8メートルぐらいの擁壁を設置しますので、そうすると、その下の地盤が、ある程度の硬さがないと設置が沈下してしまいますので、それでボーリング調査して、ある程度、ここは改良が必要だということでスタートして、現場に入って、土の土質試験をしまして、地盤改良して、その上の擁壁を載せていったという形になります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。全体が見えていなくて申し訳ないのですが、この75ページの協議書を見ると、この工期というのは、これも今月中ぐらい、3月29日。この時期にこの契約変更が出てきて間に合うのかなという、今のお話を聞くと、もっと前から分かって、もっと前から実は地盤改良やっていたのかなと思ったのですけれども、このあたりは、その部分だけが地盤改良が必要で、ほかの部分はほとんど、令和4年12月28日からどんどん進んでいて、一部、その部分だけこういった地盤改良が必要だということですか。

○知名康司 委員長 工事二係長。

○市街地整備課工事二係長 すみません。土木工事では、ちょっとよくあるのですけれども、変更契約を交わして作業させるというよりは、契約の性質上、現場を動かさないといけないということがございますので、イメージとしては、今回の契約より前の時点で、大分前になってしまうのですけれども、地盤改良というのはありました。終わっております。現場も、ほぼほぼ工期上、現場も終わってしまして、ただ精算という形で、地盤改良、先ほど言ったように一つの箇所でこれぐらいの深さの改良すればいいというわけではなくて、全体的に高さがどんどん変わっていくものですから、これを契約する前から指示というか、お金を見てあげるとことはちょっと難しく、なので、やはり実績終わってからでないと、ちょっと精算という形では対応できないものですから、契約よりも前に作業はしております。その場合も、これはまた変更契約のガイドラインというか、そのルールに基づいて、打合せ簿で、最初からこれぐらいの額の変更が起こるから、いついつ変更契約をするので、事前に作業を開始してくださいという書面で打合せを取るというふうなことで対応しております。

○宮城政司 委員 分かりました。以上です。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 なければ進行いたします。

審査中の議案第34号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時11分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時18分)

○知名康司 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は3月6日午前10時から委員会を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

(散会時刻 午後3時18分)

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 令和6年3月6日(水) 3日目

午前10時00分 開議

午後3時47分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(7名)

委員長	知名 康司
委員	濱元 朝晴
委員	下地 崇
委員	嶺井 拓磨

副委員長	宮城 政司
委員	又吉 亮
委員	宮城 優

○欠席委員(0名)

○説明員(17名)

市民経済部長 次	新垣 育子
市民課 市民係長	前田 美和
市街地整備課 課長	嶺井 実克
市街地整備課 計画担当技査	山本 直哉
市街地整備課 計画係技師	大城 すず香
市街地整備課 補償係長	狩俣 智昭
建設部 参事	嶺井 辰也
都市計画課 景観形成係長	當山 綾
建築指導課 建築審査係主任技師	瀬名波 優希

市民課 課長	宮良 弘美
建設部 次長	城間 勝也
市街地整備課 計画係長	桐澤 秀明
市街地整備課 計画係主任主事	森永 穰英
市街地整備課 工事一係長	仲間 淳
市街地整備課 換地係長	上江洲 智
都市計画課 都市計画担当技官	新崎 雅也
建築指導課 建築審査係長	安里 義弘

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

主	事	又吉 竜希
---	---	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第 3 号 令和 5 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- (2) 議案第 1 1 号 令和 6 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算
- (3) 議案第 4 号 令和 5 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- (4) 議案第 1 2 号 令和 6 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算
- (5) 議案第 2 9 号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- (6) 議案第 2 3 号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について
- (7) 議案第 3 号 令和 5 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- (8) 議案第 4 号 令和 5 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- (9) 議案第 7 号 令和 5 年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- (10) 議案第 8 号 令和 5 年度宜野湾市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- (11) 議案第 1 1 号 令和 6 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算
- (12) 議案第 1 2 号 令和 6 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算
- (13) 議案第 1 5 号 令和 6 年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算
- (14) 議案第 1 6 号 令和 6 年度宜野湾市水道事業会計予算
- (15) 議案第 1 7 号 令和 6 年度宜野湾市下水道事業会計予算
- (16) 議案第 2 3 号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について
- (17) 議案第 2 9 号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- (18) 議案第 3 1 号 宜野湾市水道事業給水条例及び宜野湾市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- (19) 議案第 3 2 号 喜友名 23 号道路整備工事 (2 工区) 請負契約の議決内容の一部変更について
- (20) 議案第 3 3 号 令和 5 年度西普天間住宅地区区画道路築造工事 (3 工区) 請負契約について
- (21) 議案第 3 4 号 令和 4 年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事 (4 工区) 請負契約の議決内容の一部変更について

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (22) 陳情第22号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援について
- (23) 陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情
- (24) 陳情第10号 有機フッ素化合物(PFAS)汚染から県民の健康と生命を守る陳情
- (25) 陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情
- (26) 陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情
- (27) 陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情
- (28) 陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について

第455回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和6年3月6日（水）第3日目

○知名康司 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第3号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

○知名康司 委員長 議案第3号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。担当課より議案第3号についての趣旨説明をお願いいたします。建設部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしく申し上げます。議案第3号、資料、繰越明許費に係る理由等のところで、理由で保留地面積の変更に伴い変更契約締結に向けた地権者との合意形成というところなのですが、このところ、内容を詳しく教えていただけないでしょうか。どういう状況なのかということをお伺いしたいのですけれども。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今年度から換地処分後から行っている作業として、地権者との合意形成が、最終的な面で宇地泊全体を測量して、少しの誤差が、本当に誤差程度のものなのですが、その保留地の面積の誤差の変更契約を行わないと、最終的に地権者、保留地を買っていただいた方の所有権移転ができないので、その辺で、もう10年以上前に契約した方が亡くなられて相続が発生するという地権者との精算金というか、その誤差に伴う徴収、交付の関係事務を、本年度ですけれども、どうしても相続が完了しない、今年度中にできない方を令和6年、繰り越して、再度行うことの繰越しです。以上です。

○嶺井拓磨 委員 分かりました。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 今に関連してですけれども、測量誤差って、これは増えたのですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 それぞれあって、増えた方もいれば、減った方もいる。これはどうしても測量、今はすごく精度がよくなって、20年前とか、そういうところの測量というのは、やっぱり人力というか、測量機器を使って、光波ではあったのですが、光波の測量機器を使っていたのですが、やっぱり精度があまりにもよくなかったための、若干本当に1センチ未満なんですけど、やっぱり面積というのは本当にミリ単位の座標でもって登記するので、そういう誤差の範囲内の変更契約ということです。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 今回の宇地泊土地区画整理事業の進捗率とかというのは分かればお聞きしたい。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 換地処分を終えているので、その分登記をされていますし、住居表示も全て昨年度終えているので、ほぼ事業的には終わっているのですけれども、最終的な完了までは至っていない。清算金の徴収交付が終わって初めて県のほうに完了届を出して終わるということなので、事業的には換地処分終わって…。

(「パーセントは」という者あり)

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 全体事業費ベースで99.07%、2月末現在。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 10ページの清算金徴収金で、当初の計画で2,035万1,000円、増えたということであります。何件ぐらいで増えたのか、お伺いします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 清算金徴収、対象者が376人ございまして、金額にして当初予算4,400万円余りで、残り、徴収なので、分割もできるのです。そのために少し、若干抑えぎみの予算を計上したのですけれども、それが思ったほど分割が少なく、一括で払い込みされる方が多くて、今現在残っているのは26人で、4,400万円余りの計上したうち、3,390万円、92.3%徴収をされているという形です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今の話は分割する件数が少なく、376人から今26人。この26人に対して徴収というのは、今年度でやるのか、次年度、その辺に対して。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 もちろん2回払いの方は、もう次年度で終わるのですけれども、5回払い、5年にまたがってされる、何百万円という方は5年にまたがっている、26人から確実に減るのですけれども、次年度で終わるとい、徴収に関しては、今後も続けていくということで、また、分割だけではなくて、海外在住の方もお一人いらっしゃって、相続発生してしまった方が、今、相続をまとめている最中の方もいらっしゃる中も含めて26人ということでございます。以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 分割して支払い、各違うと思いますが、これは令和11年まで延伸したというお話を聞いたのだけれども、それで、完全に残りの方々の終わるとい、計画で進めて…。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 はい。従来の計画どおり終える予定です。

○知名康司 委員長 ほかに。なければ進行してまいりますけれども。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第3号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時15分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時16分)

【議題】

議案第11号 令和6年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算

○知名康司 委員長 議案第11号 令和6年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。その前に、担当課より議案第11号についての趣旨説明を求めます。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。ございませんか。下地崇委員。

○下地崇 委員 すみません。ちょっと分からないので、これは教えてもらいたいのですけれども、14ページの2款1項の公債費、1番、元金、今年度と前年度でほぼ同じ2億6,900万円代、10万円の単位は違うんですけれども、2目の利子が400万円ぐらい、金額はちょっと離れているかなという感じがしたのですけれども、これは利率が変わって金額の差が出ているのでしょうか。

(「休憩お願いします」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時21分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時23分)

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 宇地泊の起債につきましては、もう大分前に借入れをしているやつなので、昨年度借りたものを返すという場合は、例えば前借りとかしていて、その分の利率が変わったりするので、西普天間とかはそれで前回ちょっと補正させてもらったりとかしたのですけれども、宇地泊では、今、そういうことはなくて、利率が変わったから変わるというわけではなくて、この借りているのも、一括でぽんと借りて、その元金と利子というわけではなくて、何回にも分けて細かく細かく借りて、その元金と利子というふうに細かく計算されて、この年度は元金幾ら、利子幾らというのが、終わりに近づいているものですから、そういう利子というのが、それぞれの返済の集計がそういうふうになっているという形なのですけれども、今後も何回も分けて、そろそろ返し終わるところもあれば、まだ残っているところもあるという形になっているのですけれども。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 1番の元金は、たまたま数字が近いだけで、この中身とか借り方というのは全部違うということですか。

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 元金も終わりに近づく。今後の償還計画については、先ほど言ったように金額動かないので、返し終わるまで元金と利子どういふふうに戻していくのか決まっていますので、後で説明資料でも少し御説明差し上げたいと思います。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 ただいまの下地委員の質疑と関連しているのですが、今、終わりに近づいているということで答弁あったのだけれども、あとどのぐらい年数があつて、どのぐらいの金額なのか、その辺ちょっとお伺いします。

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 今、手元にちょっと、そういった年度の計画の資料、ちょっと持ち合わせていないので、後ほど説明さしあげたいと思います。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 先ほどの資料と一緒にお願いできますか。それと、償還金とか公債費は分かったのですが、13ページの事務運営費、給料とかあるのですが、年間通して、ずっとこの程度の、まあ、区画整理は99.2%で終わる。その職員の仕事の内容というか、ちょっと説明お願いできます。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 次年度以降も清算金の徴収業務、交付、徴収業務もちろんありますし、それがメインではあるのですが、地権者対応等を見込んでいます。以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 引き続き、そういうふうな内容があるということで理解します。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 15ページの清算交付金で、前年度まで4,466万2,000円ありました。今年度はないということですが、その辺、説明お願いいたします。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 交付につきましては、ほぼほぼ99.4%超えているのですが、残りの方については、法務局に供託、本年度予定しております。どうしても交付、受け取っていただくのですが、請求書はなかなか出してもらえない。ちょっと理由は分からないのですが、いろいろあつたりして、徴収が少し金額的なものもあつたり、昔、相続に向けて、何で私がみたいな話はあるのですが、交付、我々、払いますよと言っている方について、請求書が出していただけない。そういう方については、法務局と供託。本人が受け取りたいといえば、法務局に手続して受け取るシステムになっていますので、そのための0、今年度供託しますという事です。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 進めてまいります。

審査中の議案第11号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時28分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時32分)

【議題】

議案第4号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

○知名康司 委員長 次に、議案第4号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。担当課より議案第4号についての趣旨説明をお願いします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 お願いします。10ページの1款1項2目の物件補償費が2,534万円の減となっていますが、先程の説明で交渉が難航していると聞こえたんですけれども、もうちょっと詳しく教えてもらえますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課補償係長。

○市街地整備課補償係長 細かい内容についてですけれども、ある権利者、当初賛成という意思表示をしていて交渉を重ねて、急に反対に転じた方がいらっしゃって、重ねているのですけれども、なかなか賛成してもらえなくて、関連して、この方が契約できないために、関連して数件、契約することができない方がいらっしゃったり、それを何とか交渉を繰り返しているわけですけれども、なかなか契約に至らない状況です。以上です。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 今の説明からすると、この方が最初に終わらないと、ほかの方も契約できないという認識でいいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課補償係長。

○市街地整備課補償係長 令和5年度に関しては、その方が契約できないために、関連して契約できない方がというのが9件ほどいらっしゃいます。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 もうちょっとそこを教えてほしいのですけれども、令和5年とかではなくて、その方が契約しないと、ほかの方が進めないのか。それとも、その方が何かちょっといろんなこと、いろんな周りに話をして、契約をしないでおこうという話をしているのかとか、いろいろあるじゃないですか、そのパターンが。どういったパターンですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課補償係長。

○市街地整備課補償係長 その件に関しては、ある方が契約ができないために、周辺の方の契約に、買うことができない。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 もう一点なのですけれども、議案第4号の資料のほうで、繰越明許費に係る理由等の完了年月日が令和7年2月28日ということなのですけれども、通常であれば3月31日までというのではないかなと思っているのですが、何か1か月早めにした理由を伺います。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 2月28日ということなのですけれども、国費、国庫補助なので、国から求められている完了年月日は2月、支払いも年度内に国のほうに支払うことになりますので、そういうことです。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 資料請求だけお願いいたします。今の議案第12号はどうもありがとうございます。

議案第4号の佐真下の進捗状況の、宇地泊と違って、まだ大分残っていると思いますので、その辺、ちょっと資料の提供とか、それから質疑いろいろ。資料提供。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今お配りしてよろしいですか。

(何事かいう者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時45分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時47分)

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 資料をもらって、ちょっと目を通して、墳墓補償件数ということで12件あるのですが、残り3件に対して、順調にいつているのか。それとも、ずっと前から整理事業しているのだけれども、残っている理由をお伺いしてよろしいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 その裏面、紫色の小さい丸で墓とあるのですが、ここに集約する予定になっていて、今年度の工事で墓街区を整備しています。3月末工期で行っております。今回、この墓街区、2区画完成予定で、地権者に引き渡す予定になっていますので、そのうちの、3件残っているうちの2件はここに移動することになっています。完了。残り1件につきましては、今交渉中。なかなか、今年、生まれ年とか、そういうちょっと、こういうことを重んじておりましたので、いろいろなかなかうまくいかない。生まれ年とか、そういった方が残り1件になる予定です。そういうことです。以上です。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今、集約して、この3件分の墓地というのは、そこに土地自体もあって、本人の状況で、今年ではなくて来年になる可能性ということで理解してよろしいですか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そういうことです。

○知名康司 委員長 ほかになければ進行してよろしいですか。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第4号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。

れに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前10時50分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前10時50分)

【議題】

議案第12号 令和6年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算

○知名康司 委員長 次に、議案第12号 令和6年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。担当課より議案第12号についての趣旨説明をお願いします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 それでは、本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 12ページ、以前にも聞いたことあるかもしれないのですが、ちょっと確認させてください。12ページの説明欄02なののですが、02の中のまちづくり区画整理協会負担金と市街地整備協会負担金に関して、これは区画整理事業やっている特別会計、どこか一つから捻出しないといけないものなのか。よその特別会計で見覚えがあるのか、ちょっと分からないのですが、あまり見慣れない項目があるところと、もしこれを毎回、佐真下の特別会計から捻出しているのであれば、何年に1回の支出になるのかというのを教えてください。

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 この費用につきましては、実は今年度、令和5年度の予算までは宇地泊の特別会計、その中でずっと計上させてもらっていました。これは、それぞれこの特会から出さなければいけないという決まりはないのですが、土地区画整理全般に係るほかの市町村との意見交換だったりというところも含めてのものなので、どこかの特別会計からという形で出ささせていただきたいと考えています。宇地泊については、もう予算もほとんど要求する分もなくなって、事業、終了の方向に向かっていますので、今年度からは佐真下の特会の中で計上させていただいているというような形です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 お願いします。単独事業、13ページ、1款1項2目、説明欄02、補助事業、補助の予算等が充てられない単独事業で3,058万円で、保留地処分金が1,300万円ぐらい、前年度より300万円減っているのですが、足りない分の費用の捻出というのはどこから持ってくるのか、教えてください。

(「休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時00分)

○知名康司 委員長 再開いたします。（午前11時01分）

○知名康司 委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 建設事業費の財源につきましては、先ほどお話になった②番の（単独）というふうに書いている事業のほうの財源につきましては、全て一般財源になっております。ちなみにこの①の（補助）というふうになっているところにつきましても、全てが補助対象のわけではなくて、補助対象になる工事に対しては補助をいただいて、あとは起債の対象になる部分は起債を借入れして、足りない分については一般財源を充てていくという形になっておりますけれども、②の単独事業については補助とか起債とか、そういったものは全く充てることなく、全て一般財源で対応しているという形になります。①と②のトータルのところの事業の財源の内訳が予算書の建設事業費の中に出てきているという形になります。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 1,300万円を抜いた金額は一般財源から捻出しているということで理解したのですが、あと一個、すみません。これも分からないので、よろしいですか。すみません。同じく01、02の補助事業、単独で、分かれば結構なのですが、施工の業者、施工処理とか、どういう工事が補助で、どういう工事は単独でやるのか。何かその違い、種類で何か分かれば…。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本的に区画道路工事については補助で、補償も区画道路に係る、補償についても、基本補助。道路を開けるために物件があった場合は補助対象にはなりません。それ以外は、処分または単独で一般財源を活用して。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 資料提供、ありがとうございます。急なお願いしたにもかかわらず、ぜひ来年度以降、出していただければ、審議がより深まると思いますので、よろしくお願いします。

せっかくいただいたので、この資料からちょっと確認したいのですが、凡例で書いてある造成工事、地図の右側の公園と書いてある。これが今年度、令和6年度の予算で造成していくことだと思うのですが、公園ということで、遊具等の設置とか含まれているのですか、ここに。それとも、あくまで土地の整地というか、そこを教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 市街地整備、区画整理事業でも、公園もしくは宅地については造成まで、1次造成まで。宇地泊もそうでしたし、佐真下もちろん例外でなく、赤水対策、1次造成まで、それから公園、都市計画課に追加みたいな形になって、次の段階に移という感じですね。なので、今回、令和6年度は1次造成。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この位置に公園。公園がこの位置になった経緯というか、背景みたいなのを教えてください。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本的に換地計画、地権者と二十数年前、換地計画の際にいろいろ地権者とやり取りの中で、地権者も宅地を求めて画地確定するので、そういう中で基本的に区画整理、面的な面積の3%以上、

公園を設けないといけないという中で、この位置を我々が仮換地を指定する前に提示して、いろいろな審議会、もしくは有識者に諮って、この位置でいいですよねということで決まったことです。我々、市が、ここでないといけなくて、当時の地権者との合意形成の中で、ここに、佐真下公園とかいろいろあるのですけれども、そのように地区界、この辺でいいですよねという形で、当時の審議会に諮って了解を得たという形になっております。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。こうやって、本当にそこに住む住民皆様が利用したくなるものだと思っているので、今おっしゃったのを聞いてよかったのですけれども、地権者の皆様の合意を得た上でこの場所になったというふうに理解していいのですよね。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。まさにそのとおり、おっしゃるとおりで、大学と、本当に道隔てて沖縄国際大学があるので、位置的には一番ベストな位置になったのかなと。大学生の憩いの場としても活用できる、土地の地権者の皆さんの憩いの場にもなる公園だと思っております。以上です。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 近くに保育園とかあるのですが、だから利活用、すごくいいなと思ったのですけれども、逆にちょっと性格悪い言い方をすると、保育園から要望があつてここにしたいというわけでもないですよねという確認です。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ちょっと当時、分からないのですけれども、保育園が後だったのか、ちょっと分かりません。多分きれいな保育園なので、後からできたのかなと。換地計画、もう本当にこの事業がスタートしたのが30年前なので、当時はなかったのかな。大学はもちろんあつて、計画があつて保育園が来たのか。保育園があつて、駐車場はないのですけれども、駐車場はなかなか今、公園では造らないのですけれども。保育園にとってもいい公園になると思います。以上です。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 ちょっと気になったので、公道とか公園とかは、合意形成を得るうえで、地権者等の減歩率の関係、分かればいいのですけれども、減歩率とか、場所場所で違う。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうですね。平均減歩率は当然平均なので、あるのですけれども、ここは県道に面している方もいれば、街路に面して、先ほど公園は本当に6メートル道路、そういうところもあつたりしていて、角地とも本当にそれぞれ同じ減歩率はないです。それぞれの角地、道路に面して二方路だったり、三方路線ある方もいらつちゃって、県道に面している方、それぞれの平均が佐真下が21%、平均が21%ということです。平均が21なので、30もあれば…。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 この上と下は分かりますか。

○知名康司 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 一番低いのは県道沿いが1桁台というのが覚えているのですが。価値がすごく最初からあるので…。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 そういう資料とか。

(何事かいう者あり)

○宮城優 委員 あとでまた、口頭で教えていただければ。

○知名康司 委員長 ほかに。なければ交代します。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名委員。

○知名康司 委員 ちょっと分かりやすいような資料が出ていますので。

(何事かいう者あり)

○宮城政司 副委員長 改めて、知名委員、お願いします。

○知名康司 委員 せっかくですので、資料を見ながら。最初の進捗率のデータの資料とか、あと宮城政司委員も言っていたように上の段の上の緑が今回造成する公園、新年度で造成する公園もありますね。佐真下の場所だと、既に街区公園3号ができて、次、街区公園1号に替わって、まだ2号がそのままの状態ですけれども、その辺の予定もありますか。これ本年度、街区公園1号を終わった後に、最終的に2号まで進める予定ありますか。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 令和6年度中には、街区公園1号は先ほどのおりなのですけれども、2号公園につきましては若干の補償が、ちょっと高低差があって、この23街区が2号公園なので、24街区がすごい上がっている場所なんです。若干ここに擁壁を設けないと都市計画課の公園整備が入れないので、1号公園より若干遅れる感じ、1次造成が。そういうことです。

○宮城政司 副委員長 知名委員。

○知名康司 委員 会計予算、これは先ほど下地崇委員が聞いていた内容と、多分そうではないかな、ピンク色になっている造成工事が、13ページの補助対象、ごめん、補助対象ではない。補助と単独を分けられているのですけれども、単独の場合はその公園の造成工事に入るんじゃないかな、それ以外の道路整備、緑か、補助の部分に当たる。それで、よろしいですか。この地図の内容が何を…。

○宮城政司 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 緑の区画道路整備工事が全て補助対象だけではなくて、ここにも若干補助が受けられない場所もあったりして、一概に3,400万円余りの金額が補助対象ということではない。もちろんピンクの宅地造成、宅内の造成については単費です。以上です。

○宮城政司 副委員長 休憩いたします。(午前11時16分)

○宮城政司 副委員長 再開いたします。(午前11時16分)

○宮城政司 副委員長 計画係長。

○市街地整備課計画係長 先ほどの色分けした図で補助対象と単独、一般財源で対応ということで、この合計額が7,800万円余りになっているかと思うのですけれども、予算書のほうでいいますと、13ページの(補助)というほうの事業の工事請負費7,800万円と同じ額になっているので、(補助)と書いてある事業の中にも、直接補助の対象になる部分と一般財源で対応する部分があるような形になっております。その事業でいう単独というほうについては、今、ここで示した以外の少し附帯工事といえますか、ほかの工事に付随してちょっと発生してくるようなもの、そういったものを単独というほうに入れさせてもらっているというような形になっています。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第12号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午前11時18分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午前11時23分)

○知名康司 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時23分)

◆午後の会議◆

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第32号 喜友名23号道路整備工事(2工区)請負契約の議決内容の一部変更について

○知名康司 委員長 継続審査となっております議案第32号 喜友名23号道路整備工事(2工区)請負契約の議決内容の一部変更についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。審査中の議案第32号に対して、当局より答弁、道路整備課長。

○道路整備課長 追加ですけれども、答弁させていただきます。昨日ですけれども、嶺井委員のほうから、積算方法について質疑があつて、私のほうから、基準日である7月近辺の単価を用いて今回確認をして、相手から申請があつてというふうな話をしました。追加のほうで、今日は下地委員から資料要求があつた2枚つづりですね。裏のほうに横書きで資料のほうがございます。この国交省の資料のほう、準備のほうお願いします。

国交省の資料のほう、中段から下のほう、右と左があつて、昨日、私のほうでお話した7月に近い単価

のほう、これを用いて積算方法が左側のほうです。実勢価格に基づく変動後の金額、右側のほうで2番として、実際の工事金額が安価となる品目。今回業者のほうからは、右側のほうで金額で請求がございました。右側のほうは何かというと、この鉄筋の製品業者のほうから見積りを徴収しての金額になります。今日の資料で提供した下地委員から請求があったほう、こちらのほう、黄色枠で2つあって、この左側のほう、当初単価、これは市の単価のほうです。右側のほうの購入単価、こちらのほうが見積りになります。この差額、右側のほうに金額があるもの、こちらのほうで今回積算をして400万円余りの増額になっております。以上です。

○知名康司 委員長 質疑がなければ進行いたします。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 審査中の議案第32号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後2時05分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後2時08分)

【議題】

議案第29号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 議案第29号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。担当課より議案第29号についての趣旨説明をお願いします。建設部次長。

(執行部説明省略)

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 よろしく申し上げます。資料3なのですけれども、これは屋外広告物という例でいろいろ記載があると思うのですが、のぼりとか広告とか立て看板とか、いろんな事業者が、飲食店とかでも営業中ですとか、沖縄そばやっていますと立っているのですけれども、ああいうのも全てそれに入っているということですか。

○知名康司 委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 お答えいたします。屋外広告物に関しては、こちらの定義にありましたように、一定の期間、掲示された内容については全て屋外広告物というものになるのですけれども、許可が必要なものの、必要でないものもございます。自家の事業で自分の敷地にあるものに関しては許可不要になっております。それ以外で、また禁止区域とかもあつたりするのですけれども、それ以外で禁止していないエリアで、自分の土地でないところに掲げるほかの広告物は対象になっております。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 そうすると屋上広告物というのは、その人の土地の建物であれば、これは対象外となると

いうことですか。

○知名康司 委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 ほかに対象物に関しては、自家の敷地内、建物であれば許可不要となります。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。大きく2つに分かれているかなと思ったので、それぞれで聞かせていただきたいのですが、まず資料の2ほうで、①の低炭素建築物新築等計画変更の認定申請手数料と②の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料とあるのですが、それが一つの大きなくくりと見ているのですが、これらの手数料が、申請手数料が変わるといふふうに理解しているんですけど。そもそもこの手数料というのは、建物を新築するときとか、もしも改築するときの申請において支払われるもので、それが今回価格が変わるといふ理解だったので、そういうものですか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 今回、手数料の部分については、これまで材料等のこの使用等の数値的なもので計算をしていたところがあるのです。資料1の部分の②のほうを見ていただきたいのですが、外壁であったり、サッシであったり、エアコン、そういうものが、こういった使用だったらいいですよ、計算もしなくていいですよ、そういった申請の部分についてはこういう手数料になりますよというものになります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 細かな説明があるといいのですが、電池とか、そういう省エネとか、環境のことを、より選択しやすくなる、そういうふうな考えがある。こういった省エネとか、よりできるようになっていくものかなと思ったのですが、違いますか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 計算の仕方というのが、こういった材料については計算不要です。審査するときに、これが使われているのだったらチェックの流れでいくようなもので、そうすると審査する側は、今まで計算とか、そういった数値を計算でチェックしていたものが、この材料ということであれば、これだったらオーケーだねということで、審査の時間が大分短くなる。その時間が短くなることによって、国としては、短くなるのであれば、この手数料、低くするということの数字的なものが出たので、その単価に基づいて今回の手数料が決められているということです。

今後、住宅等についても、今まで申請ではなかったものが、強制的に申請、規制に入っていくという、来年ぐらいでしたかね、全ての建物に関してもこういったものが、やらないといけない、申請をしないとけないという状況になってくるので、こういったものが使用規定でできるようになれば、住宅とかについても、この材料、この機器であれば審査がスムーズになるし、申請する側についてもメリットがあるのかなというふうに考えております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。実際にこの申請をするのは、個人個人というよりは、委託している業者というか、建築士だったり、そういった方がやられるだろうと思うのですが、そういうことはないですか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 そのとおりです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 この変更の周知というのはどういうふうになっていますか。恐らく業者中心になっていると思うのですが、一般の市民の皆さんに周知しても問題はないと思いますが。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 この内容については去年の10月に改正されていて、国土交通省からもそういったふうになっていますよということで周知もされています。今回、4月からこういうふうになりますよということも、うちのホームページ等で周知というか、なっていくのではないかと思います。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 市民だったり業者がスムーズにできるように、そこはフォローしていただきたいなと思います。ごめんなさい。そのまま続けるのですが、屋外広告物の件、ちょっとまたお伺いしたいのですが、これはもともと県知事の権限に属するものが市に移管されたということだと思うのですが、これは、こういった広告物が、資料3とかで書かれたものに関して、こういったものを掲示、屋外広告物を設置する場合は、こういった手数料が必要ですよということだと思っているのですが、これはどこで支払うものなのですか。まず、そこをお伺いします。市役所の窓口があるのかという、その辺。

○知名康司 委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 お答えします。この4月のほうから施行する予定なのですが、県が持っていた許可権をこちらの事業に移譲しますので、都市計画課のほうで窓口になりまして、こちらのほうで許可相当だと内容審査した後、市のほうに歳入が入ってきます。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 これも同じ質疑になるのですが、恐らくこういった広告というのは代理店とかがやる、設置することが多いのかなと思うのですが、許可、手数料を払いに来るのは、そういった代理店の方が主になるのか。これから初めてやっていくので、分からないかもしれないのですが、

それから、周知というのはどうされていくのか。もう既にされているかもしれないのですが、そのあたりをお伺いします。

○知名康司 委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 お答えします。屋外広告物の規制に関しては、安全に設置するというのが一番大事なので、それを守るといったもの規定でもありますので、屋外広告の業をなしている方が主に出されることが多いです。なので、屋外広告物協会とか、県の方からもきますし、今後市のほうからも周知していきたいなと思っております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 これは一度支払えば、それまでのものなのか。例えば、ここに書いてある手数料、毎年払うものなのか。どちらですか。

○知名康司 委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 資料の3、裏のほうに手数料と併せて期間がありますので、更新する場合は、また再度出してもらい形になります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ここで得られる収入は、これまでは県に支払っていたものだと思うのですが、市に入ってくる。税込ではないのですが、歳入になっていくとしたら、どれぐらい見込まれるか、想定されていますか。

○知名康司 委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 お答えします。今、県のほうでは、中部土木事務所が宜野湾管轄の事務をやっているのですが、こちらのほうで実績のほう確認してあります。過去3年分の平均を出しております、過去3年間で140件、年47件あったり、来るだろうということで、歳入見込み54万円ぐらい、50万ちょっとぐらいの想定しております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。長くなって、最後になのですが、例えば守っていない場合、何か市からチェックしていくのか。そういった規制というのはありますか。

○知名康司 委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 4月からまた移譲を受けるものですから、また実際どういった状況になっているかというのをこれから把握していくものではあるのですが、県のほうはやはり全域を見ている。中部土木は中部管内全部見ていたりするので、市に関しては細かく見ることができるので、その辺、ちょっと取締りとかはまたできたらなどは思っているところではあります。

○宮城政司 委員 分かりました。ありがとうございます。

○知名康司 委員長 ほかに。下地崇委員。

○下地崇 委員 よろしくお願ひします。資料2の①、認定申請手数料新旧対照表ということで、金額はそれぞれ1戸、2戸から5戸、6戸から10戸というふうにあるのですが、これは戸というのは一戸建ての戸だから、1棟、2棟というか、そういう数量になると思うのですが、個人で2棟から5棟だったり購入することないと思うので、これは支払いするというのは、業者さんが払う認定手数料。家主さんから預かって、施工代とか合算して、のところから役所に払うような流れなのでしょうか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 これについては誰が払う。この設計者がこの契約の中で、これも含んで委託料としてやっているというのだったら業者さんが払うし、別でということであれば、業者さんが申請者からお金をもらって払う。これは契約の内容なのかと思います。

それと、戸数の分については、例えば専用住宅であれば1戸になるのですが、これは共同住宅で、何戸とあれば、4世帯なれば4戸になりますので、その確認なのです。

○知名康司 委員長 下地崇委員。

○下地崇 委員 これ認定、建築許可とか、そういう手続上で義務を負って払うものだと思うのですが、これは建築確認申請が来たときに、それを手数料支払う。この支払い部分が生じるかと思います。役所のほうから納付書、請求というような形で請求書を送付するのか。それとも、支払う義務を負った人が窓口に来て払うのか。どういう支払いになるのか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 受付の際に納付書を切って、これで払ってくださいという形です。宛名は誰にしますかとか、その辺の調整はございますが、納付書でお渡しして払っていただくというふうになるかとは思いますが。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城優委員。

○宮城優 委員 よろしく申し上げます。この建築物エネルギー消費性能なのですがけれども、木造とRCでは何か違いがありますか。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 使用規定の中で、木造であったり、RCであったりということで、使う材料とか、そういったものはあるのかもしれないのですがけれども、手数料が違うかといったら、戸数で決められているので、それは一緒です。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 戸数というのは1棟2棟。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 棟ではなくて、例えば共同住宅で1棟の中に10世帯あれば10戸となります。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 広告に関する事なのですが、さっきは私有地だったら発生しないというふうに聞いたのですがけれども、例えば知人の物件を借りて、許可をもらって広告物を置くとかになると、これは料金かかってくるのですか。

○知名康司 委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 お答えします。敷地が自分のものではないとか、あと建物が自分のものではない場合に広告物を掲示するときは、各所有者に承諾をもらっているかというものの確認を提出してもらう内容になっています。

すみません。補足ですけれども、先ほど自家用の同じ敷地内では許可不要という話をしたのですがけれども、先ほどの補足です。面積とかは限られはしているのですが、この範囲内だったら許可不要という形になります。以上です。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 資料3なのですがけれども、下から2行目、宜野湾市が権限移譲すると書いてあるのですがけれども、これを読むと、沖縄県から権限移譲されるのか。これを読むと、宜野湾市がどこに権限移譲するのと思ってしまったのですがけれども、僕の認識としてどっちか分からないのです。宜野湾市が持っていたものの権限を沖縄県に移譲しようとしているのか。資料3を読むとそうなのです。ただ、提案理由を見ていたら、沖縄県から権限移譲されると書いてあるので、どちらの認識か、教えてください。

○知名康司 委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 お答えします。ちょっと文言の修正させていただきます。移譲される予定になります。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 分かりました。では、この事務量なのですがけれども、今までは沖縄県のほうでされていた。知事の権限の下でされていたということで、先ほど54万円ほどの手数料というふうに話はされていたのです。

けれども、県のほうでやっているときの指導、広告物の指導、簡易除去というのは年間どのぐらいあったのかという事務量の把握はされていますか。

○知名康司 委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 県のほうは道路の維持担当の方が、維持の時に一緒に併せて取ったりしていたようなのですけれども、今の取締りが、維持管理の中でやっていったのもあり、年によって変わったりするのがあるみたいなのですけれども、すみません、ちょっとこれ今、それ数字として把握はしていません。浦添市、南城市のほう、浦添市は権限移譲を受けて、今は独自条例制定していますけれども、南城市は私たちと同じように権限移譲を受けて、違反の取締りは、これも市のほうからデータをもらってまして。浦添市のほうは160件ぐらいの改修をしているようです。南城市は結構少ない。行政庁によってちょっと進め方は違うのかなと思うのですけれども、すみません。中部土木の宜野湾管轄内は把握しておりません。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、この中部土木でやっている際の維持管理というか、巡回しながら、そのときに気づいたときに指導なり簡易除去というのをやっていたということなののですけれども、宜野湾市のほうは、例えば簡易除去とか指導というのは定期的に回る予定なのか。もしくはどこかから報告があつて、これ適正ではないのではないのかというような連絡があつたら動くのかという、そういった想定とかというのはどういうふうになっているのか。

○知名康司 委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 お答えします。現在想定しているのは、どちらもなののですけれども、違反ではないのかという声があれば、その現地もいきますし、今、どれが違反かどうかというのは、私たちもちょっと勉強しながらではあるのですが、先進の浦添市に倣いまして、シルバーさんと一緒に現場、明らかにこれは違反だねというものは特定、巡回しようかなと考えております。

○知名康司 委員長 ほかに。

(「訂正」という者あり)

○知名康司 委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 先ほど簡易除去の実績のほうで、浦添市と南城市さんの数字を把握して、ちょっと自分の記憶で間違った答えをしてしまったので、浦添市は1,600件、南城市は160件。浦添市はシルバーさん使って概ねやっております。実績の数字が間違っていたので、訂正します。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 許可申請手数料のところちょっと教えてほしいのですけれども、これは申請手数料ということは、それ以外にも広告料を取るという形になるのですか。ここをお伺いします。

○知名康司 委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 許可申請手数料は設置手数料に、設置の面で、景観の面と安全面で大丈夫かというものを確認する内容になります。広告料というのは…。

○知名康司 委員長 嶺井拓磨委員。

○嶺井拓磨 委員 例えば電柱とかと書いてあったので、宜野湾市が所有している防犯灯にそういうものをやりたいということで、許可が下りました。そうしたら、その申請手数料は申請手数料でしたね、審査するた

め。そうしたら、やった分、貼った分に関しては、もちろん広告、公共物を使って使用したので、使用料を取ったりするのだらうなと思っているのですけれども、そこは全く。

○知名康司 委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 今回の手数料、許可申請で設置手数料という話ではあるのですが、市の所有物に対して広告料を取るというのはまた別で、ネーミングライツのようなものとか、あと広告物条例みたいで、禁止、ここに広告物を設置してはいけないという禁止のエリアがあるのです。道だったり、道にある電柱も本当は駄目なのです。占有している電柱の所有者が許可を取って広告物を置きたいとなったら、またいろんな、電柱の所有者が広告料を取るかというのはまた別の話になってきますので、今回の内容については設置の許可の内容になります。

○知名康司 委員長 建設部参事。

○建設部参事 広告物料については、例えば建物の所有者または電柱の所有者、そういった人たちがこれに貼ることによって収入を得るところなので、今回は広告物条例の事務移管をして、その許可をする、または違反指導する、そういったものに対しての手数料が発生する。なので、広告物の話とちょっと違う部分も出てきます。例えば公園の部分に広告物作るとなってくると、そういったものについては、例えば公園法とか、そういったので規制されていて、できないような状態になっております。だから、これは公園とかではできないので、広告物としてやることはできない。今の状態ではできない。建物とかに貼るときには、その人たちが、この建物の主が収入として得るものなのかなと。それをやるための許可がうちのほうに入ってくる。

○知名康司 委員 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員 その前に、ちょっと気になることがあるので、交代します。

(委員長、副委員長と交代)

○宮城政司 副委員長 知名委員。

○知名康司 委員 屋外広告物の中に、例えばのぼりがあります。選挙に入ったとき、のぼりができますよね。そういうものも対象ですか。

○宮城政司 副委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 対象になります。

○知名康司 委員 同じだと思うけれども、立て看板も同じように。

○都市計画課景観形成係長 同じようになります。

(何事かいう者あり)

○宮城政司 副委員長 景観形成係長。

○都市計画課景観形成係長 補足ですけれども、公職選挙法に基づいた、まとめて貼るものは、あれは対象外になると思います。以上です。

(副委員長、委員長と交代)

○知名康司 委員長 ほかに。

(「進行」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時39分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時40分）

○知名康司 委員長 審査中の議案第29号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後2時40分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後2時45分）

【議題】

議案第23号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、議案第23号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に対する質疑を許します。担当課から議案第23号についての趣旨説明をお願いいたします。市民経済部次長。

（執行部説明省略）

○知名康司 委員長 本件に対する質疑を許します。宮城優委員。

○宮城優 委員 ちょっと分からないので、教えてもらいたい。大きく分けて、印鑑の登録する資格が15歳。意思表示ができなくてもできるということと、あとスマートフォンで、印鑑の登録証明書かな、マイナンバーカードか何か関係もあるのか、ちょっと分からないのですけれども、スマートフォンでも取れるということの認識でいいですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 意思能力を有しない者ということで、印鑑登録ができない方は意思がない。例えば具体的に言えば認知症の方であったり、重い精神の病気を患った方である方は意思能力を有しない者として、できませんよという条例です。ただ、成年被後見人であるということではできないということは除外されている。人権を尊重するために、今回は文言を修正するものとなっております。

もう一つは、スマートフォンについては、これまでマイナンバーカードがあればコンビニ交付で受けられましたけれども、それがスマホの中にそういった署名があればコンビニでも取れるという利便性が高まったということになります。

○知名康司 委員長 宮城優委員。

○宮城優 委員 マイナンバーカードを持っていなくても、スマートフォンにはその機能は搭載できるのですか。

○知名康司 委員長 市民係長。

○市民課市民係長 基本、マイナンバーカードを窓口で交付された方は、4桁のパスワードと、署名用認証コードというのを6桁以上のパスワードを実際申請の際に登録していただいて、その登録いただいたパスワード等を利用して、スマホのほうにマイナポータルのほうから個人番号カードを読み取って掲載させるというイメージになっています。なので、マイナンバーカードは持っていることが前提になっています。

○知名康司 委員長 ほかに。宮城政司委員。

○宮城政司 委員 よろしくお願ひします。新旧対照表で確認すると、最初に次長が説明された満15歳未満を表記を統一して15歳未満というふうに統一するということだったのですけれども、これ意味は変わらないのですか。あくまで表記の統一ということ。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 意味は変わらない。15歳に達しない者ということで、意味は一緒ですけれども、要領に合わせた、表記に合わせた…。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。続いて、2点目なのですけれども、第6条(2)で、今回、又は、通称というのが追加されたということなのですけれども、これは印鑑登録を受けるに当たって、通称が分かるものでもいいというふうに緩和されているように理解しているのですけれども、その理解で合っていますか。

○知名康司 委員長 市民係長。

○市民課市民係長 今回のこの改正によるのは字句の訂正でありまして、そもそも印鑑登録する際には、通称のほうは印鑑登録、通称登録されておれば印鑑登録も可能になっております。

住基のほうに通称登録がされている方は、印鑑登録上も、その通称のほうで印影をつくることは可能になっております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。ということは、これまでできたけれども、こちらのこの条例の中で、どこかと表記を統一させたということですか。

○知名康司 委員長 市民係長。

○市民課市民係長 印鑑登録をする際の事務処理要領というのが国から出されておまして、その事務処理要領に合わせた形で、今回、字句の修正をしております。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 補足ですけれども、この通称を使う場合は外国人に限るものでして、日本人の場合はしっかり家庭裁判所で、そうした名前の修正等を行って住基を直して登録するならオーケーですが、外国人の場合は、いろんな証明、本人の職場で使われている名前であったりとか、いろんな各種証明書などで通称が確認できるものであれば、住基上の登録、そして印鑑登録に反映するという形になっていますので、日本人と外国人の扱いが違うことになります。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 そのあたりというのは、要領でしっかり定められているってことですか。

○知名康司 委員長 市民係長。

○市民課市民係長 要領の中で、印鑑登録をする際の事務の運用については定められております。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。分かりました。

最後に1点だけ。スマートフォンを利用してコンビニ等で印鑑登録証明書の発行可能になるということで、この条例が通った後、できるようになっていくという、宜野湾市としてもコンビニでも印鑑登録証明書が発行できるよう進めていくと思うんですけども、ほかにも発行可能なもの、あると思っているのですけれども、それはそれぞれの条例で、もし対象のものがあれば、その条例を変更していくという形になりますか。ここはあくまで印鑑登録の条例なので、対象として出てきているんですけど、ほかにもありますか。

○知名康司 委員長 市民係長。

○市民課市民係長 それ以外のものに関しては住民票や戸籍のほうがあるのですが、そちらは法律の規定によりますので、今回、印鑑に関しては、印鑑条例、市の条例の改正が必要になりまして、今回、その改正をしているところです。

○知名康司 委員長 宮城政司委員。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。先ほど言った住民票とかは、それらに関連する条例がコンビニで発行するために関わってくる条例がないから上がってきていないというふうに理解するのですが大丈夫ですか。あくまで法律でちゃんと整備されている。

○知名康司 委員長 市民係長。

○市民課市民係長 その認識でよろしいと思います。

○宮城政司 委員 ありがとうございます。以上です。

○知名康司 委員長 ほかに。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 成年被後見人の権利の制限に係る措置という適正化等を図るためというふうになっているのですけれども、そもそも成年被後見人は、この条例改正後、印鑑登録をすることができるのか。

○知名康司 委員長 市民係長。

○市民課市民係長 この改正によって、成年被後見人の方でも印鑑登録をすることはできるようになるのですが、その登録できる方にも一定の条件がありまして、それが総務省からの通知にありまして、成年被後見人の方から印鑑登録の申請を受けた場合において、法定代理人が同行しており、かつ当該成年被後見人が本人の意思で自ら印鑑登録をするという意思があるのを確認できた際に、印鑑登録申請を受け付けても差し支えないというような通知が出ておりますので、あくまでちゃんと意思能力があるというのを確認した上での登録になると思っております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、もう一つ。今まで成年被後見人が印鑑登録できなかったところだったのが、文言が変わって、できるようにもなりますよと。法定代理人が同行してというような形でもあるのですけれども、もう一つ、窓口で意思能力を有しない者というふうに、どういうふうに判断するのか。これは成年被後見人という、今まであったので、これを分別できたはずなのですけれども、そういう言葉ではなく、意思能力を有しない者という言葉が変わったことによって、窓口で印鑑登録ができる、できないの、それができるわけなのです、窓口で。それをどういうふうに判断していくのかという、しっかりと、どういった手続でや

っていくというのを決めていかなければいけないはずなのですが、教えてください。

○知名康司 委員長 市民係長。

○市民課市民係長 意思能力のある、なしの判断につきましては、印鑑証明書事務処理要領や他自治体の運用を参考にしまして、まずは本人への口頭質問、本人へ住所や氏名が答えられるか、また今回やろうとしている印鑑登録をやるということを本人の方がちゃんと理解しているかを本人に意思の確認をした上で、意思がちゃんと回答できるようであれば、意思能力があるものと判断するというような運用で考えております。

○知名康司 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 この文言が変化することによって、どっちのリスクもあるのです。つくってしまったリスクもあるし、宜野湾市でつくれなかったのに、よその市町村に異動したときに、ここではつくれたのに宜野湾市はつくれなかったよというような、つくったときのリスク、つくらなかったというときのリスクというのが、どちらもあるはずなので、窓口での判断というのは結構重いのかなというのもあるので、この辺はしっかりと内部で調整。調整ではないですね、しっかりとつくって、そのマニュアルというのをつくって、向こうのさじ加減で、つくれますよ、あなたはつくれませんというふうにさせないためにも、この辺は必要になってくるので、慎重にやっていただけたらなというふうに思います。以上です。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 印鑑登録は、個人の財産とか、不動産とか、そういったものを取り扱うために必要な手続になりますので、又吉委員がおっしゃるように、リスクもかなりあると思います。私たちもかなり慎重にこの条例改正には入ったのですが、他市町村の状況を聞いたり、リスクがあるかどうか確認しながら、今回も条例改正に踏み切らせていただきますが、先ほど言ったような、いろんな情報や個人しか知り得ないようないろんな、兄弟の名前、いろいろあると思います。そういったのも確認しつつ、本当に今何をやろうとしているのを分かっていますよねとかというような、本人の意識があるかどうか、意思があるかどうかというのをしっかりと確認して、マニュアルをしっかりと作りまして、誰が実施しても間違いがないような形で進めていきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○知名康司 委員長 ほかに。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 1点だけ質疑させていただきます。新旧対照表の14ページ、満15歳未満、改正後は15歳未満で、備考に字句の改めとあるのですが、その満15歳未満と15歳未満の違いをちょっと。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 実は満15歳未満と15歳未満、同じ内容となっております、なぜ直したかという、事務処理要領、総務省から出ている印鑑登録証明の事務処理要領というのが、それが15歳未満という記載がされていまして、今回の条例改正に合わせて、しっかりと国のマニュアルと合わせるということで改正させていただいております。

○知名康司 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 満15歳未満というのは15歳のことですか。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 満15歳未満なので、15歳に達していない方なので、14歳から0歳です。

○濱元朝晴 委員 15歳までではない。

○市民経済部次長 15歳は入らない。未満は入らないので、14歳以下。

○濱元朝晴 委員 ちょっと調べただけけれども、満15歳未満というのが、16歳を迎える前日までというよう
なあれを聞いた覚えがある。15歳も入るのかなということ今質疑しましたが、15歳と14歳の年齢の違いが
出てくるのではないかなということ今質疑しましたが、どうですか、その辺。

○知名康司 委員長 市民経済部次長。

○市民経済部次長 15歳以上でしたら15歳も含んだ方になりまして、満に達して、15歳。

○濱元朝晴 委員 15歳未満ということが書いているから、15歳までという。

○市民経済部次長 15歳に達していない方。

○濱元朝晴 委員 だから、15歳になるのではないの。

○市民経済部次長 15歳になっていない方。

○濱元朝晴 委員 なっている。

○市民経済部次長 なっていない。

(何事かいう者あり)

○濱元朝晴 委員 それは、疑問あったもので質疑しましたので。

○市民経済部次長 満15歳と15歳は同じという。

○濱元朝晴 委員 いや、だから……

(「休憩」という者あり)

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時10分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時12分)

○知名康司 委員長 審査中の議案第23号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いを。こ
れに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。(午後3時12分)

○知名康司 委員長 再開いたします。(午後3時19分)

【議題】

議案第3号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第4号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

議案第7号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

議案第8号 令和5年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第2号)

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第3号 令和5年度宜野湾都市計画宇地泊第二土
地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)、議案第4号 令和5年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画

整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第7号 令和5年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第8号 令和5年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第2号）、以上4件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第4号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第11号 令和6年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算

議案第12号 令和6年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算

議案第15号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算

議案第16号 令和6年度宜野湾市水道事業会計予算

議案第17号 令和6年度宜野湾市下水道事業会計予算

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第11号 令和6年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第12号 令和6年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第15号 令和6年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算、議案第16号 令和6年度宜野湾市水道事業会計予算、議案第17号 令和6年度宜野湾市下水道事業会計予算、以上5件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第11号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
これより議案第12号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
これより議案第15号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
これより議案第16号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
これより議案第17号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第23号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第29号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第31号 宜野湾市水道事業給水条例及び宜野湾市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第23号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例について、議案第29号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について、議案第31号 宜野湾市水道事業給水条例及び宜野湾市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。
これより議案第23号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
これより議案第29号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
これより議案第31号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第32号 喜友名23号道路整備工事（2工区）請負契約の議決内容の一部変更について

議案第33号 令和5年度西普天間住宅地区区画道路築造工事（3工区）請負契約について

議案第34号 令和4年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事（4工区）請負契約の議決内容の一部変更について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております議案第32号 喜友名23号道路整備工事（2工区）請負契約の議決内容の一部変更について、議案第33号 令和5年度西普天間住宅地区区画道路築造工事（3工区）請負契約について、議案第34号 令和4年度西普天間住宅地区地区界擁壁築造工事（4工区）請負契約の議決内容の一部変更について、以上3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第33号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第34号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

○知名康司 委員長 休憩いたします。（午後3時27分）

○知名康司 委員長 再開いたします。（午後3時44分）

【議題】

陳情第22号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援について

○知名康司 委員長 継続審査となっております陳情第22号 地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件については質疑を終結し、討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより陳情第22号を採決いたします。本件は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

【議題】

陳情第 9号 インボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める陳情

陳情第 10号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る陳情

陳情第 13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情

陳情第 14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情

陳情第 19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情

陳情第 23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について

○知名康司 委員長 次に、継続審査となっております陳情第9号 インボイス制度(適格請求書等保存方式)の実施延期を求める陳情、陳情第10号 有機フッ素化合物（P F A S）汚染から県民の健康と生命を守る陳情、陳情第13号 西普天間地区モデル街区土地利用についての陳情、陳情第14号 西普天間地区の区画整理事業モデル街区に関する陳情、陳情第19号 「女性の人材育成」並びに「環境」についての陳情、陳情第23号 高齢者福祉の増進に資す宜野湾市シルバー人材センターの支援について、以上6件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本6件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○知名康司 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時刻 午後3時47分）